

令和3年決算特別委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
令和3年9月24日（金）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	宮田 竜二 君
委員	山田 龍治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	仮屋 国治 君
委員	池田 綱雄 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。  
なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	山口 ひとみ 君	議員	松枝 正浩 君
議員	植山 利博 君		

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	林 康治 君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼 新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	砂田 良一 君
保健福祉政策課長	川畑 信司 君	生活福祉課長	山元 幸治 君
子育て支援課長兼こどもセンター所長	宮田 久志 君	長寿・障害福祉課長	堀之内 幸一 君
こども・くらし相談センター所長	野崎 勇一 君	牧園保育園長	鮫島 政昭 君
横川長安寮長	田中 和久 君	保険年金課長	宮永 幸一 君
健康増進課長	小松 弘明 君	すこやか保健センター所長	島木 真利子 君
こども発達サポートセンター所長	重留 真美 君	税務課長	浮邊 文弘 君
収納課長	萩元 隆彦 君	子育て支援課課長補佐	村岡 新一 君
保健福祉政策課主幹	森山 勇樹 君	生活福祉課主幹	岡留 博 君
生活福祉課主幹	森田 真一 君	生活福祉課主幹	富田 正人 君
長寿・障害福祉課主幹	今村 伸也 君	こども・くらし相談センター主幹	大窪 修三 君
保険年金課主幹	中村 和仁 君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹	武田 繁博 君
健康増進課主幹	上小園 貴子 君	健康増進課主幹	梶 敏行 君
長寿・障害福祉課主幹	唐鎌 賢一郎 君	税務課主幹	有村 昭司 君
収納課主幹	安田 信之 君	収納課主幹	松元 祐一郎 君
収納課主幹	齊藤 学 君	子育て支援課子ども・子育てグループ長	出口 幹広 君
長寿・障害福祉課長寿福祉グループ長	木原 浩二 君	保険年金課後期高齢者医療グループ長	木藤 正彦 君
保険年金課国民年金グループ長	櫻井 美穂 君	新型コロナウイルスワクチン接種対策管理G長	大浦 好一郎 君
健康増進課市立病院管理グループ長	福田 智和 君	こどもセンター副所長	烏丸 充弘 君
すこやか保健センター副所長	中村 真理子 君	すこやか保健センター副所長	富吉 有香 君
生活福祉課管理Gサブリーダー	山内 太 君	子育て支援課子ども・子育てGサブリーダー	松下 孝史 君
子育て支援課保育・幼稚園Gサブリーダー	竹内 和義 君	こども・くらし相談センター相談・支援Gサブリーダー	松下 俊一 君
長寿・障害福祉課長寿福祉Gサブリーダー	入來 克浩 君	長寿・障害福祉課長寿福祉Gサブリーダー	下津曲 聡子 君
長寿・障害福祉課障害福祉Gサブリーダー	石原 智秋 君	長寿・障害福祉課介護保険Gサブリーダー	有馬 要子 君
健康増進課保健予防Gサブリーダー	高 秀和 君	すこやか保健センター地域保健第1Gサブリーダー	坂口 晃子 君

収納課収納第3Gサブリーダー	安栖 大悟 君	収納課収納第2Gサブリーダー	和田 純孝 君
税務課市民税Gサブリーダー	禱 貴子 君	健康増進課市立病院管理Gサブリーダー	吉永 容一 君
保険年金課国民健康保険G主査	早川 美穂 君	健康増進課市立病院管理G主査	山元 輝弥 君
保健福祉政策課政策グループ主任主事	姫野 貴之 君	税務課市民税グループ主事	徳丸 颯真 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水迫 由貴 君

7. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について  
 議案第85号 令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第86号 令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第87号 令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第94号 令和2年度霧島市病院事業会計決算認定について  
 議案第95号 令和2年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

8. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前 8時58分」

#### △ 議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

それでは、決算特別委員会を開会します。本日は決算関係議案14件のうち、6件の審査を行います。早速、審査に入ります。まず、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての保健福祉部関係の決算概要について、説明いたします。令和2年度霧島市一般会計歳出決算におきまして、民生費は254億439万1,830円で、決算総額の32.43%を占めています。また、衛生費の35億2,369万2,990円のうち、保健福祉部関係の決算額は12億7,358万5,175円で決算総額の1.63%を占めています。諸支出金における保健福祉部関係の決算額は、病院事業費2億4,820万2千円で決算総額の0.32%を占めています。歳入の主なものとしましては、分担金及び負担金のうち、保育料等の民生費負担金が1億3,923万6,572円、国庫支出金のうち生活保護費等の民生費国庫負担金が91億4,539万7,581円、子ども・子育て支援交付金や保育所等整備交付金等の民生費国庫補助金が11億3,882万円、県支出金のうち障害者自立支援給付費や子どものための教育・保育給付費及び児童手当等の民生費県負担金が33億9,713万4,510円、重度心身障害者医療費や子ども・子育て支援交付金等の民生費県補助金が9億6,872万2,393円です。次に、令和2年度に保健福祉部で取り組んだ主要事業について、第二次霧島市総合計画の「政策3ーやさしさー誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」の施策ごとに説明いたします。健康づくりの推進と医療体制の充実におきましては、霧島市立医師会医療センターの新たな施設整備に向けて、基本設計業務が完了しました。安心して子どもを産み育てられる環境の充実におきましては、乳幼児期の医療費の助成や、産後1か月に加え、産後2週間での産婦健康診査を開始したことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と産後支援の充実を図りました。住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進におきましては、霧島市すこやか支えあいプラン2018に基づき、高齢者の生きがいづくりや居住の安定確保、権利擁護に係る事業等の取組を行い、地域包括ケアシステムの充実を図りました。共生社会実現に向けた障がい児（者）の支援におきま

しては、基幹相談支援センター運営において、障がいのある方への相談支援と困難な事例への相談支援体制の充実を図りました。社会保障制度の円滑な運営におきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金の納付及び、本市後期高齢者医療特別会計への繰出しにより、安定した制度運営と被保険者が安心して医療を受けられる体制の確立を図りました。以上で、保健福祉部の総括説明を終わります。詳細につきましては、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

それでは、保健福祉政策課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の46ページをお開きください。住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進における民生委員活動支援事業では、地域住民の生活状態の把握や生活に関する各種相談に応じた助言・援助等に日々取り組まれている民生委員・児童委員の活動を支援するため、合併前の旧市町単位で組織する各地区の民生委員児童委員協議会の連合会組織となる霧島市民生委員児童委員協議会連合会の事務局を担い、各種会議の開催や連絡調整等を行うとともに、活動支援として運営補助金を交付することにより、地域における支えあいの推進を図りました。次に、社会福祉法人の設立認可等事務及び指導監査の実施では、定款変更認可6件等の処理を行い、適正な法人運営の確保を図りました。以上で、保健福祉政策課関係の説明を終わります。

○生活福祉課長（山元幸治君）

続きまして、生活福祉課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の47ページをお開きください。生活保護受給者数は、全国的にはほぼ横ばい（微減）で推移しているものの、本市においては依然として増加傾向にあります。令和2年3月の生活保護受給者は、1,458世帯、1,919人でしたが、令和3年同月では、1,511世帯、1,968人となっています。受給者の類型別世帯数では、高齢者世帯が全体の5割超と、最も多くなっています。また、保護率は、令和元年度が15.34%であったのに対し、令和2年度は15.68%となりましたが、全国の16.3%、県の18.7%よりは低い数値となっています。令和2年度中の生活保護世帯の開始及び廃止の状況につきましては、保護開始が213件、保護廃止が166件となっており、被保護世帯の自立助長を図りながら、法の適切な運営・実施に努めたところです。今後も、生活保護受給者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労による早期の自立を促進するとともに、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ってまいります。以上で、生活福祉課関係の説明を終わります。

○子育て支援課長（宮田久志君）

続きまして、子育て支援課関係について説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の49ページをお開きください。児童福祉関係施設整備事業では、宮内児童クラブが使用している施設が経年劣化により老朽化が進んでいたことから、新しい施設を整備するとともに定員の増加を図りました。保育所等整備事業では、しおんこども園の創設、日当山総合こども園、照明保育園、宮内認定こども園及び幼保連携型認定こども園クローバー保育園の増改築等を行い、子育て環境の充実に努めました。なお、日当山総合こども園については、3年計画の3年目、宮内認定こども園及び幼保連携型認定こども園クローバー保育園については、2年計画の1年目に当たります。51ページ、こども館施設整備事業では、子育て世帯が親子で利用できる施設環境を整備するため、国分ハイテク展望台を改修し、こども館整備のための準備を整えました。保育料徴収事務では、令和2年度の保育料現年度分徴収率が98.51%、過年度分徴収率が21.54%で、いずれも前年度より徴収率が向上しました。また、現年度と過年度の収納未済額から不納欠損額715万2,960円を差し引いた次年度繰越滞納額は、2,043万3,760円となりました。引き続き、収納率の向上を図ってまいります。52ページ、子育て支援センター管理運営事業では、地域子育て支援拠点事業を10か所で実施し、子育て世帯の交

流の場を作るとともに、子育て等に関する相談や援助、情報の提供を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めました。放課後児童健全育成事業では、50か所の放課後児童クラブへ運営補助を行い、児童が放課後に安心して過ごせる場を提供することで、保護者が安心して働ける環境づくりに努めました。53ページ、子育て一時預かり支援事業では、子育て中の親が、仕事やリフレッシュ等のために、一時的に保育が必要となった児童を預かるキッズパークきりしまの支援を行いました。なお、キッズパークきりしまの利用者は延べ6,468人でした。子ども医療費助成事業では、乳幼児期の医療費を助成することで早期治療を促し、子どもの健全育成を図るとともに、小・中学生の医療費の助成により、子育てに関する親の経済的負担の軽減を図りました。なお、医療費助成を行った人数は延べ7万5,985人でした。54ページ、児童扶養手当支給事業では、延べ17,782件支給し、母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図りました。児童手当支給事業では、延べ19万5,088件支給し、子ども一人一人の育ちを支援しました。ひとり親家庭医療費助成事業では、ひとり親世帯を対象に親と子どもの医療費を助成することで、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図りました。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給することで生活の支援を行いました。55ページから56ページ、各事業の新型コロナウイルス感染症対策分では、児童福祉施設等において感染防止対策の徹底を図るため、必要な備品等の購入を補助することで、各事業の継続的な実施を支援しました。子どものための教育・保育給付事業は、92か所の保育所等に運営費を給付することで、延べ5万6,660人の子どもを保育し、その健やかな成長のための環境の確保に努めました。子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、臨時特別給付金を支給することで生活の支援を行いました。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

○牧園保育園長（鮫島政昭君）

続きまして、公立保育園関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の61ページをお開きください。公立保育園5園全体の令和3年3月1日現在の入所状況は、定数285人に対して、入所児童数126人で、入所率44.2%となっています。令和2年度中の具体的措置としましては、保育目標として掲げている「明るく素直な子ども」「仲良く思いやりのある子ども」「自分で考えて行動できる子ども」の育成を図るため、保育士の確保、各種研修会等への派遣を行うとともに、児童が健康で伸び伸びと育つ環境を確保するため、施設・設備の修繕整備を行いました。以上で、公立保育園関係の説明を終わります。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

数字の訂正がございましたので、修正をよろしく願いいたします。決算に係る主要な施策の成果58ページになります。正誤表に基づいて、令和2年度中の具体的措置欄の3行目、コミュニケーション支援、80歩85件、4万2,000円となっておりますが、件数は85件のまま変わらず、金額が29万6,024円ということとなっております。修正をよろしく願いいたします。続きまして、長寿・障害福祉課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の57～59ページをお開きください。障がい者福祉に関して、令和3年3月31日現在の障害者手帳の保有状況は、身体障がい者5,817人、知的障がい者1,190人、精神障がい者963人となっています。主な事業といたしまして、障がい者の社会参加や福祉の増進を図るための自立支援給付事業、障がい児の療育等を図るための障害児通所給付事業、障がい者の地域での生活を支えるための地域生活支援事業、障がい者及び保護者等の経済的負担軽減を図るための重度心身障害者医療費助成事業、福祉手当等給付事業、軽度・中等度難聴児補聴器助成事業、成年後見センターの運営及び成年後見制度の普及・利用促進を図るための成年後見センター運営事業に取り組みました。59ページ、高齢者福祉に関して、長寿を祝福

し、敬老の意を表すための長寿祝金については、88歳786人、95歳233人、100歳52人、合計1,071人の方々に支給しました。なお、年度内に100歳に到達される方と男女の最高齢者には、お祝状も併せて贈呈しています。高齢者等の健康の維持・増進等を目的とするいきいきチケット支給事業につきましては、はり・きゅう・あん摩マッサージ利用券の利用が4万489枚、温泉・市営プール・バス・タクシー利用券の利用が95万1,177枚でした。このほか、家族や住居の状況などの環境上や経済上の理由から、養護老人ホーム等への措置を行う老人福祉施設入所等事業などを実施し、地域包括ケア体制の充実・強化に努めました。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

続きまして、こども・くらし相談センター関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の60ページをお開きください。家庭児童相談事業では、子育てに関する相談や児童虐待及びDV等の防止に対応するため、相談員を配置し、相談・支援活動を行い、1,671件の相談がありました。生活困窮者自立支援事業では、生活に困窮する市民からの相談に対応するため、相談員を配置し、相談・支援活動を行い、507件の新規相談があり、79人に住居確保給付金を支給しました。以上で、こども・くらし相談センター関係の説明を終わります。

○横川長安寮寮長（田中和久君）

続きまして、養護老人ホーム関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の62ページをお開きください。市立の養護老人ホーム横川長安寮における令和3年3月31日現在の入所者の状況は、定員60人に対し、男性9人、女性12人の計21人で、平均年齢は81.7歳となっています。養護老人ホームの管理運営に当たっては、入所者の処遇に関する会議での検討や各種行事の開催等を通して、入所者が、毎日を家庭的で温かい雰囲気と衛生的で住みよい環境のもと、明るく楽しく、生きがいを感じて生活できるよう努めたところです。以上で、養護老人ホーム関係の説明を終わります。

○保険年金課長（宮永幸一君）

続きまして、保険年金課関係について説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の63ページをお開きください。国民年金の現状につきまして、令和3年3月31日現在における被保険者数は、第1号被保険者、任意加入被保険者及び第3号被保険者を合わせて2万344人となっています。年金受給者数は、老齢年金、その他の年金を含め3万6,568人で、受給総額は251億7,409万6,989円となっています。国民年金業務における具体的措置及び成果としましては、被保険者の資格取得や資格喪失など2,849件の異動処理を行いました。また、保険料の納付勧奨や免除申請等の適正化に関しましては、口座振替などの推進を図ったほか、失業やコロナ禍などにより保険料の納付が困難な方に対して免除制度の説明を行うとともに、申請の受付などにより未納者の増加防止に努めました。そのほか、年金生活者の支援として、令和元年10月から制度が開始された年金生活者支援給付金の案内及び受付を行いました。さらに、広報活動として、市の広報誌やホームページを通じて国民年金制度の周知を図りました。64ページ、後期高齢者医療福祉では、後期高齢者医療制度の保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合に対して、共通経費や療養給付費に係る負担金を納付するとともに、本市の後期高齢者医療特別会計に対して、低所得者等の保険料軽減のための経費や事務費に係る経費を繰出し、安定した制度運営に努めました。以上で、保険年金課関係の説明を終わります。

○健康増進課長（小松弘明君）

続きまして、健康増進課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の65ページをお開きください。発達相談事業では、発達に不安のある子どもや保護者に対する相談窓口である、霧島市こども発達サポートセンターあゆみにおいて、臨床心理士や保健師による発達相談・検

査等を実施しました。発達支援教室事業では、発達に不安のある子どもやその保護者に対する親子教室を開催し、発達障害啓発事業では、市民の皆様や支援者の方々に発達障害を正しく理解していただくために、発達に関する学習会を延べ12回開催しました。感染症予防事業では、霧島市内の医療機関における新型コロナウイルス感染症の院内感染を防ぎ、市民が適切な医療サービスを受けられる環境を確保するため、行政検査の対象とならない無症状の新規入院患者にPCR検査を実施した医療機関に対して検査費用を補助したことにより、医療機関内での集団感染防止につながりました。66ページ、結核予防事業では、結核の早期発見のために、65歳以上の市民を対象に結核検診を実施しました。8,533人が受診し、結核の早期発見・予防に努めました。予防接種事業では、予防接種法に基づく各種予防接種を実施しました。各医療機関や医師会等の協力を得て、予防接種による疾病の発生及びまん延の予防に努めました。67ページ、母子保健事業では、専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦を支える体制を強化するとともに、市民の皆様身近な健診・相談等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めました。また、産後1か月に加え、産後2週間での妊婦健康診査【33ページに訂正発言あり】を開始したことにより、心身の状態が優れない産婦の早期支援に繋げることができました。68ページ、特定不妊治療費助成事業では、令和3年1月1日から対象者に事実婚の夫婦を加え、所得制限の撤廃など助成対象条件を拡充したことにより、不妊に悩む夫婦の精神的及び経済的支援につながりました。健康増進事業では、健康増進法に基づき、健康診査や各種がん検診、健康教育及び健康相談等を実施し、疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病の予防に努め、市民の皆様の健康の保持増進を図りました。69ページ、地域医療対策事業では、始良地区医師会の協力のもと、医師会会員の医師の輪番体制により、霧島市立医師会医療センターの施設内で小児科・内科の365日の夜間救急診療事業を実施したことにより、夜間に応急の医療を必要とする市内外住民2,162人に対し診療を行いました。健康づくり啓発事業では、健康運動普及推進員活動の「貯筋運動」の普及を通して、日常生活で運動習慣を取り入れることの重要性及びフレイル予防について周知を図りました。70ページ、地域のひろば推進事業（健康生きがいがづくり型）では、地域における健康生きがいがづくり活動、地域における健康課題の現状等を検証し、具体的な数値目標を掲げて地域の健康課題解消のための事業に取り組む地区自治公民館に対し補助を行い、7地区において活動が67回開催され、延べ2,376人が参加しました。地域自殺対策緊急強化事業では、自殺対策基本法に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない霧島市を目指し、霧島市自殺対策計画を策定しました。また、窓口対応の庁舎内関係者に対し、ゲートキーパー研修会を開催し、自殺対策に関わる人材の育成を図りました。71ページ、食育健康推進事業では、「霧島市食育推進計画（第3次）」に基づき、市民の皆様が健全な食生活を実践するための各種取組を実施し、食育推進を図りました。病院事業では、一般会計から病院事業会計への負担金を支出し、始良伊佐保健医療圏の基幹病院である霧島市立医師会医療センターの経営の安定化を図りました。以上で、健康増進課関係の説明を終わります。これで、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての保健福祉部関係の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

最初に生活保護の関係でお尋ねをしたいと思います。コロナ禍において、生活保護受給者も増えてきていると。報告にありますように、高齢者の占める割合が大変高くなっているというのが、特徴の一つだということでございますけれども、報告のとおり高齢者世帯については、前年度と比較して17.5%ほど増えているということになっておりますけれども、世帯類型の中の傷病の関係では

225世帯が91世帯に減少しているという報告でありますけれど、そのところの特徴について、まず御説明をいただけますか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

世帯類型は、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病世帯という世帯で分けているところです。傷病世帯とは、世帯主が入院しているか、現在、患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働いていない世帯となっております。世帯類型の捉え方で、障害者、傷病者の状況の入力で世帯が65歳以上のみの世帯になっても、この傷病世帯とか、障害者世帯、そのままの状態になっており、今回、世帯類型を被保護者調査記入要領と一致するように、見直した関係で数字が変わっております。

○委員（宮内 博君）

類型の見直しということですけど、そうすると、内容的にはそんなに大きな減少ではないと。これは高齢のほうに移行するというような形になった部分も含まれると、こういう理解でよろしいですか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

今、委員のおっしゃるとおりです。

○委員（宮内 博君）

それと同時に昨年から、コロナ禍ということで、様々な影響が市民にも及んでいるというふうに思うんですけれども、特に飲食業等を中心に、仕事を失ったり、あるいは仕事ができなくなったりと、というような方たちが多かったのではないかというふうに思います。まだコロナそのものは収束しておりませんが、昨年度、コロナの影響を受けて、一時的に保護につながっていったという方たちがこの中でどれぐらいを占めているんでしょうか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

新型コロナウイルスの影響を受けて、相談は22件ほどありました。そのうち申請は10件ありました。今年度も引き続き新型コロナウイルスに注視していく必要があると考えています。

○委員（宮内 博君）

田村厚労大臣もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、コロナ禍にあって一時的に保護が必要になった方等については、従来と違って柔軟な対応をするようにということで、それを徹底したいということでおっしゃってらっしゃいました。特に大きなハードルになってきているのは車の保有ということでありますが、その辺はそういう厚労省の一つの見解を受けて、霧島市で何らかの従来と対応の違いがあったのかどうか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

車の使用ということで、保護開始時において、保有を認めた通勤用自動車については、厚労省からの通知により、保護開始からおおむね1年をめどに、引き続き同様の対応を実施しているところ です。

○委員（新橋 実君）

先ほど課長の口述で、保護廃止の要因が166件、保護開始の要因が213件ということですけども、この中身をもう少し詳しく教えてもらえますか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

保護の申請は、令和元年度で221件、令和2年度で248件でプラス27件でした。そのうち開始の213件の内訳を見てみますと、高齢者世帯の申請が一番多くて78件。全体の36%。次に、その他世帯が72件34%。傷病者世帯が27件13%。障害者世帯が24件で11%。母子世帯が12件で6%となっております。廃止になったケースでは生活保護の就労支援員を2名配置し、自立に向けた求人情報の提

供や職業紹介、履歴書作成や面接の指導などを行い、ハローワークを始め、各機関と連携を図り、就労機会の拡大及び就労支援の強化に取り組み、廃止になった件数が25件ありました。

○委員（新橋 実君）

166件のうちの25件、そのほかは、こういった要因ですか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

死亡による廃止が61件、転出等で行かれました方が34件、働きによる収入の取得が25件ありました。

○委員（新橋 実君）

就労支援をされる方が2人いらっしゃるということなんですけども、その中で、就労支援で実際廃止になった方は何人でしたか。もう1回。

○生活福祉課長（山元幸治君）

就労支援員が相談を受けた件数が911件ありました。そのうち就職が決定した方が50名、廃止になった方が25件ということです。

○委員（宮内 博君）

就労との関係でちょっとお尋ねしたいんですけれども、就労支援を行うということで、積極的に仕事に就いていただいて、そして保護を必要としないという方を増やしていくという活動も当然、これが必要なわけなんですけれども、その保護世帯の方たちに対するいわゆる、保護を受けて、全く働いては駄目だということではないわけですので、働いたときにきちりその収入を申告するというのをやってもらわないといけないということだろうと思いますけれども、それはどういう機会に、どのように説明をされているんですか。

○生活福祉課主幹（森田真一君）

生活保護の申請がありまして、今は2週間で、生活保護の開始を行うような形になっております。生活保護開始になったときに、生活保護の一通りの説明をする中で、就労とかいろんな要素で得た収入、例えば、自分の持っている家のところに、電信柱があって定期的に収入があったりとか、いろんな収入があるかと思えますけれども、収入があった段階におきまして、生活福祉課のほうに申請していただいて、その金額に基づいた収入認定をして、翌月の生活保護費と相殺し、調整させていただいております。

○委員（宮内 博君）

全額が保護費から削減されると。収入で働いて得た、あるいはほかの理由で得た収入。それを保護費から全額削減して、保護額が決定をするということではないというふうに思うんですけれども、その控除金額っていうのは、どういうふうになっているわけですか。

○生活福祉課主幹（森田真一君）

得た収入から、まず、給料から社会保障費、税金とか、そういうものを控除いたしますけれども、得た金額の基礎控除、いくらからいくら幅は、この分は控除してくださいよと。そういう早見表が、国のほうから送ってきますけれども、その数字と照らして、大元の数字から、まず社会保障費を引いて、そしてその基礎控除引いて、残りの分が収入という形で、収入認定をしております。

○委員（宮内 博君）

それは社会保険料控除の分をまず収入から差し引いて、プラス基礎控除。それが決められているということでもありますけれども、その金額というのは今、国のほうから、段階ごとに、金額が示されているということなんですけれども、例えば、月5万円の収入があったとこういうことでして、その中で1万円は社会保険料控除だったと。あと4万円が収入ということになるんですけども、その中から、幾ら控除ができるんですか。



○生活福祉課主幹（富田正人君）

社会保険料とかを省きまして、収入が4万円だと仮定した場合には、1万7,600円の基礎控除があります。

○委員（宮内 博君）

収入段階に応じて、細かく区分がされているんですけど、その区分の部分も含めて、受給者の方たちには、説明がなされているのでしょうか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

ケースワーカーのほうが訪問をして、収入申告書をいただいたときに、その説明はしています。

○委員（宮内 博君）

保護を受けるともう全く仕事しちゃいけないというふうに誤解をしている方もいらっしゃるようで、そういう話を聴く機会も多いわけですね。本人としては働ける能力を持っているのだけど、保護を受けているから働けないと、こういうふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。それで、今ありました社会保険料控除を除いて4万円の収入があったと。そうしますと1万8,000円ぐらい、基礎控除があるわけですので、あとの2万2,000円がこの保護費から削除されるというようなことになるわけですね。だから全額、削減されるのではないかというような誤解を持って受け止めていらっしゃるという方々もいらっしゃいます。ですから、そこら辺りをもう少し、受給をされていらっしゃる方たちに説明をすると。そしてできるだけ、体を動かしたり働いたりする機会を増やすというようなことで、促進ができるのではないかと思います。そういう工夫も必要じゃないかと思えますけれども、部長いかがですかね。

○保健福祉部長（林 康治君）

今おっしゃったように、きちんとその辺のところは、受給者のほうに説明をして、働ける機会を見付けたり体を動かしたりというような形で、できるだけ働ける方はそのような機会を設けていただいて、また市としても、そのような受給者に対してはきちんとした説明と周知を図って、今後も更にそのような周知を図っていきたいと考えております。

○委員（平原志保君）

長寿・障害福祉課にお伺いします。主要な施策の成果58ページ、移動支援というところで37件というのが出ているんですけども、これは対象者数は何人で、今回、使われた方は何人だったのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

実利用人数としまして、6名でありました。

○委員（平原志保君）

6名の方が、この37件分と。2か月に一遍ぐらい外出されたという感じで利用したということでしょうか。これは、利用の内容というのは、主にどういったものに使われたんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

主に買物とかになります。

○委員（平原志保君）

確認ですけども、この移動支援事業というのは1人当たりの上限というのがあるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

基本的に1割負担で、上限は所得によって設けてございます。

○委員（新橋 実君）

子育て支援課にお伺いします。主要な施策の成果50ページです。児童クラブとか保育園とかの施設整備に使われているわけですけども、この整備というのは、全ての保育園、児童クラブに対して、

新築，増築いろいろあるわけですが，こういった施設整備，その要件とはこういったところに見えるのか，まずそこをお伺いします。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

保育園，認定こども園，保育所の施設整備になりますけれども，基本的に創設，新しく造るパターンで，今回の補正予算にも計上させていただいたんですけども，今あるものを増改築する場合，例えば，今あるものを改築する場合は，建物を造り直したとしても増改築という形になります。そのほか，県の基金事業を使った修繕等についても，屋根防水等，今回，照明保育園を挙げていますけれども，これについても対象になります。

○委員（新橋 実君）

照明保育園ですか，ここが挙がってるわけですが，大規模修繕ということで994㎡の延べ床面積なんですけれども，これは，屋根だけの修繕で，いつ頃建設されて，場所もちよっと私も分からないんですけれども，どういうふうな形になっているんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

中身につきましては屋根の防水という形になります。場所が溝辺になります。建築年度につきましては平成7年になります。

○委員（新橋 実君）

建物自体は木造の平屋ですよ。今回，令和2年で木造の屋根の葺き替えをしたということですか。屋根の防水をしたということなんですけれども，20年以上たっているわけですが，それまで何も修繕をされていなかったけれども今回，初めて補助金を使って修繕をされたと。補助補助率はどうなっていますか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

補助率につきましては2分の1という形になります。総事業費に対する2分の1が補助金ですので，半分が手出しということになります。事業については補助基準額というのは決まっているものがありますので，過剰投資とか，そういうことがないように基準額の中で行うことになりますので，例え2分の1で補助金であったとしても，それ以上の事業費がかかる場合がございます。

○委員（新橋 実君）

木造の場合は耐用年数とか，ある程度過ぎているとは思いますが，その辺についての市と県のほうとの協議とか，そういったものはないのか。新しく造り変えたほうがいいんじゃないかとか，その辺の基準とかはどういうふうになっているんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

内容につきましては，保育園，認定こども園につきましては，民間の団体様がお持ちになっていることになりますので，その内容を踏まえながら，民間の経営の中で，この時点だと大規模改修がいいんじゃないかとか，もう造り替えたほうがいいんじゃないかという御判断をされた上で，市のほうに相談がございます。その上で，市としては，当然，優先順位，例えば以前から要望しているけれども，国県の予算の付き具合等々も踏まえまして検討することになりますので，まず，園のほうで検討されて，その要望が市のほうに上がってきて，また県のほうと市のほうで協議をしてという形になります。

○委員（新橋 実君）

ということは，県のほうも現地を見られて，市のほうも現地を見て，この建物であったら，屋根の大規模改修ぐらいでいいんじゃないかという判断をされて，それで補助金が付くという理解でいいですね。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

事業主体がどうしても園ということになります。これが市の建物でございますと、今、委員がおっしゃられるとおりに内容を見ながら判断というところがあるんですけども、やはり園の意思を尊重いたしますので、園のほうで大規模改修、若しくは建て替えをしたいという話になりましたら、その内容に対しまして補助基準がございますので、そこに適合しておれば、こちらとしては基本的にその事業を認めると。そして、県のほうに協議を打診するという形になります。

○委員（新橋 実君）

だけど、数年して、この建物は結構古くなったから、もう造り替えないといけないとかとなった場合、その補助が二重になったりするような可能性もあるわけですよね。だから、その辺は現地調査をしたり、例えば民間であってもですよ。やはり、そういったことも必要だと思うんですけども、その辺については、あくまでも民間だから全然関係ないという理解なんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

委員がおっしゃることももったいな御意見だと思います。実際、建物を造っても、修繕した後、補助金を使うということがございますので、当然に、市としてはその内容を踏まえまして、築からこのぐらいたっていますけれども、このような形でよろしいでしょうかとか、そういう内容の精査を致しますけれども、強制という言い方が良いか悪いかどうか分からないんですけども、やはり、園の経営状況がございますので、どうしてもその時、借入れ若しくは一般財源の確保等々の事情もございますので、そういうお話は致しますけれども、こちらのほうでこうしたほうがいいんじゃないかというように押し切るということは致していないところでございます。

○委員（新橋 実君）

分りました。この照明保育園は、園児数は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

令和2年の決算でございますので、令和2年の定員でお答えいたしますと、令和2年の4月1日現在で114人でございます。

○副委員長（宮田竜二君）

同じく、保育所等整備事業なんですけれども、ここに定員が増になったところ、単純計算すると、足し算すると103人、定員が増えたという認識でよろしいでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

中身につきましては、そのような形になりますけれども、クローバー保育園と宮内認定こども園につきましては、2か年にかかっておりますので、純粋に増えるのは令和4年度以降という形になります。定員の増につきましてはおっしゃるとおりです。

○副委員長（宮田竜二君）

質問したいのが、恐らく潜在的待機児童の対策になると思ってるんですね。これでいくと、私の認識、国分隼人地区で待機児童が出ていると思うんですけども、この令和2年度で、保育園の定員数は何人になっているのか教えてください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

その待機児童につきましては、国分隼人地区を含めて霧島市には待機児童はいないという形になっております。潜在的待機児童につきましてはいるという形になります。令和2年度の定員数につきましては、4月1日現在で、いわゆる待機児童の対象になります2号、3号につきましては、3,788の定員になります。

○副委員長（宮田竜二君）

国分隼人地区の潜在的待機児童で、0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、それぞれ、潜在的待機数が何人かというのは分りますか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

令和2年度における潜在的待機児童は156人になります。年齢別につきましては、お時間をください。【14ページに答弁あり】

○副委員長（宮田竜二君）

要は、潜在的待機児童が今、150人とおっしゃいましたけれど、確か、令和元年度が180人だと私は計算しているんですね。そうすると30人減っていったわけですね。ですから、保育所の定員をどんどん増やすことによって、潜在的待機児童が減る。そして子育てしやすい環境が増えるという、そういう指標になるのに、ここの成果表にその潜在的待機児童数をなぜ載せてないのかなど。その数値で、子育てのしやすさというのが改善してますよというのが分かると思うんですけど、なぜ潜在的待機児童を指標として出していないのかを教えてください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

潜在的待機児童につきましては、実際、この保育園に、この認定こども園に行きたいという方々の部分を含めてという形になります。国分隼人地区につきましては、国の安心プランのほうでも許可を受けておりまして、補助率のほうが増えている。その結果、現在、施設整備の補助率については3分の2という形になっているところです。委員がおっしゃられましたとおり、施設の整備数が、定員数が増えていけば、潜在的待機児童も、霧島市が国分隼人地区をここ何年か重点的に行っている関係上、減っていくという部分がございます。しかしながら、今後、施設整備をしていく中で、先ほど新橋委員のほうからもございましたが、老朽化等々の対応をしていく形になりますと、施設整備をしたからといって、なかなか、潜在的待機児童が解消されるかというものではございませんので、施設整備の中の指標として潜在的待機児童を持っていくのはちょっと厳しいところではないかなと考えております。

○委員（宮内 博君）

同じく保育園の関係ですけれど、定員増のために新築したりとかということで、令和2年度の事業として、クローバー保育園とか、日当山総合こども園などは新築で、定員も増やしているということになってるんですが、令和3年度に係る事業もあるということでもありますけれども、実際、最もこの待機児童が多いというのは、0歳児から2歳ぐらいまでの間であろうと思いますが、この103人増えている、この定員増を図ったところの、いわゆる年代別の定員増というのが分りますか。子供の年代別の定員増というのが分ればお示しいただければ。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

施設につきまして、それぞれの増員を図っているところですが、内容につきましては、手元に資料あるんですけども、ちょっと探しますので、しばらくお時間ください。【14ページに答弁あり】

○委員（山田龍治君）

決算資料の26ページ、下から2段目、資料を見ていて、ずいぶん、随意契約が多いなと思っていると、このワクチンのコールセンター及び印刷、凸版印刷のほうに1,457万4,571円ということで、随意契約になっているんですけども、金額が大きい中で、なぜ随意契約なのか、また、これは繰越しになっていますけれども、今後どのようにしていくのか御説明いただきたいと思っております。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

内線電話の設置につきましては、センテイという会社ですが、ここは庁舎の保守業務を行っている業者であり、もうここしかないということで随契となっております。それから、ワクチンの接種体制確保業務、これにつきましては凸版印刷ですが、これは緊急を伴う事業ということで、随契の

5号、緊急を要する業務として随契しております。

○委員（山田龍治君）

電話のほうはなぜここに記載してないんですか。契約をしているのに。凸版印刷だけですよね。なぜここにお金の授受があったのに記載されてないのか御説明いただきたい。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

決算資料の26ページに掲載しております。内線電話の設置委託6万4,900円、センテイさん。

○委員（山田龍治君）

繰越しとなっていますけど、この繰越しの説明もお願いしたいと思います。残りの1億円の金額が記載されています。長期の。これは今後どのようなようになるのか、御説明いただきたいと思います。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

令和2年度につきましては、65歳以上の高齢者の接種券の印刷業務が主な業務となります。繰り越しまして、発送とか、65歳以下の接種券の印刷、コールセンター、それから予診票のデータ入力作業などとなります。

○委員（山田龍治君）

この65歳以上の場合は緊急を要するものだったと私も認識はしています。それ以降のもの、これはあらかじめ予測ができるものではないかなと推察されますけれども、それでも随意契約を行われるのか。御説明いただきたいと思います。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（砂田良一君）

この契約につきましては、記載のとおり、令和3年1月18日から令和3年9月30日までを契約期間として、1億1,800万円ほどの契約をいたしております。そういうことで、一部、令和3年度に繰越して執行するということとなります。

○委員（山田龍治君）

これ以降のものは、国の流れで、もう恐らく執行されたかと思うんですけれども、令和3年に。推察されたものだったと思います。いずれはワクチンを打たないといけない、接種券を配らないといけなかったものだと思いますけれども、それは今回も令和3年度になってしまうんですが、随意契約をされたのかどうか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（砂田良一君）

契約の内容につきましては、令和3年9月までの実施分を見込み、令和3年1月に一括で契約をしたところがございます。ということで、随時の契約ということではなく、一括契約というふうになりますので、9月分まで含めての契約ということになります。

○委員（山田龍治君）

随意契約ではなくて、推察される緊急なものであるの、一般競争入札でもよかったんじゃないですかという質問です。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（砂田良一君）

当初、接種計画については、18歳以上ということで予定がされておりました。そういうことで接種人数等も当初、ある程度分かっておりますので、人数等に対して1月に一括して契約をしたということで接種券の発送、印刷、令和3年度になりますけれども、1月にまとめて契約をしたということになります。

○委員（山田龍治君）

全体的になんですけど、業務の内容によっては仕方がないものもあると思いますけれども、市民の皆さんの税金を頂いてそれを執行するわけですから、できるだけ一般競争入札も含めて、緊急性のあるというの理解していますけれども、そういう視点で取組を頂ければと思いますけれども、部長どうでしょうか。

○保健福祉部長(林 康治君)

今回のワクチン接種につきましては、今おっしゃった接種体制確保業務委託。これについては、今年1月に専決処分いたしまして、その後、緊急で契約したところでございます。委員がおっしゃるように、緊急性の高いものについては、このような形で進めておりますし、内容につきましては、そこまで緊急を要しない時間的に余裕があるようなものについては今後、契約の在り方として、競争入札、そのような形も考えられないか、業務業務の国からのいろんな通知等もあって、その流れの中で柔軟に対応していきたいと考えております。

○子育て支援課課長補佐(村岡新一君)

先ほど保留させていただきました2点についてお答えいたします。まず、潜在的待機児童、令和2年度で156名のうち、0歳児が16名、1歳児が56名、2歳児が68名となっております。地区別につきましては、基本的に潜在的待機児童につきましては国分準人地区という形になると思いますが、現在、詳細に確認しておりますのでお待ちください。【18ページに答弁あり】続きまして、宮内委員のほうから質問ございました、今回整備いたしました五つのこども園、保育園の内訳について申し上げます。年齢別ということだったんですけれども、保育施設、認定こども園につきましては、1号、2号、3号という形で、保育室や乳児室以外は特に基準の定めがなく、それぞれの認可定員、利用定員によって動かすことができますので、それぞれの第1号認定、第2号認定、第3号認定のほうで説明をさせていただきます。まず日当山総合こども園でございます。1号認定につきましては、いわゆる教育部分、今まで幼稚園と言われたところが、1号認定になります。2号認定につきましては、保育のうち、3歳以上、3、4、5が対象になります。3号認定につきましては、0、1、2の部分認定の対象になります。それでは内訳について御説明させていただきます。まず、日当山総合こども園からまいります。変更前の定員が140名に対して150名、1号認定が10名の増になります。2号認定が60名に対して70名、10名の増になります。3号認定につきましては、変わりはございませんので、合計で20名の増ということになります。次に、しおんこども園です。こちらにつきましては、創設、新しく造ることになりますので、それぞれ1号認定が15名、2号認定が21名、3号認定が24名、合計60名となります。照明保育園につきましては、屋根の防水ですので、定員変更はございません。宮内認定こども園、クローバー保育園につきましては、現在建設中ですが、建設もう令和3年度で終わった建物もございしますが、現在の計画でいきますと、まず宮内のほうが、1号認定が50人から59名、9名の増。2号認定が52名から44名、8名の減。3号認定が45名から57名、12名の増、合計で13人の増となります。最後に、クローバー保育園につきましては、1号につきましては変わりません。15名から15名、2号につきましては、48名から55名、7名の増。3号につきましては、42名から45名、3人の増、合計で10名の増ということになっております。

○委員(鈴木てるみ君)

こども・くらし相談センターにお尋ねいたします。成果表の60ページですが、家庭児童相談事業、こちらのほうに、虐待相談が227件、DV相談が104件というふうにあります。この中で重篤な案件というのは何件ぐらいあったかお尋ねします。

○こども・くらし相談センター所長(野崎勇一君)

相談件数が1,671件という中で虐待、DV案件も含まれておりますけれども、その中で虐待認定をした件数としましては45件、また、DV認定をした件数が50件ございます。

○委員（鈴木てるみ君）

それでは、児相につないだ後、児相がもう家庭に帰してもいいだろうというふうに判断して、その子供さんが家庭に帰った場合、そういった連絡というのは、こちらのほうに来るのでしょうか。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

児相が一時保護したりしたケースにつきましては、所在市町村に児童を帰す際には、適宜、連絡を頂いているところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

環境が余り改善されなければ、また再発の恐れもありますので、そこら辺はまた、しっかりとフォローしていただければなというふうに思います。あと、こういった案件というのは、24時間いつ起こるかわかりません。通報がいつ入ってもいいような体制というのはどのようにされているのかお尋ねします。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

現在、児童虐待につきましてはの通告先と致しましては、都道府県が設置します児童相談所、それから市町村も通告先となっております。全国統一の虐待通告のダイヤルいちはやくという番号がございますけれども、そちらにかけていただくと、最寄りの児童相談に24時間体制で相談ができるという状況でございます。あわせて、本市におきましては、当センターで、2台の携帯電話を常時職員が持っております、通常の勤務時間でありまして、センターへ直接御連絡いただけますけれども、勤務時間外につきましては、代表電話から担当職員が所持しております携帯電話へ連絡が来て、対応ができる体制となっております。

○委員（鈴木てるみ君）

一昨日もこの委員会で長時間労働のことが話題になったんですが、そういうふうに夜中に携帯を常時携えてらっしゃる方への処遇というのは何かあるのでしょうか。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

携帯を所持している職員に対しましての特別な処置は現在できていないところでございます。実際、その連絡を受けまして、児童の保護であったりとか、そういった相談対応を休日であったりとかする場合におきましては、時間外勤務という形での命令になってまいります。

○委員（鈴木てるみ君）

その携帯を持ってらっしゃる方には何も配慮がないということでしたので、そこはひとつちょっと今後検討していただければなというふうに要望しておきます。

○委員（池田綱雄君）

子育て支援課にお尋ねいたします。1点目は、宮内児童クラブの施設整備ですか。49ページですね。子育て環境の整備充実につながったというふうに出てくるんですが、先日、現場を見せていただきました。中は見れませんでしたけど、玄関のところに、子供が遊ぶ一輪車が10台ほど、並べてありました。これはどこで使うのといったら、玄関の前の凸凹した砂利があったり、あるいは計器が幾つも露出してあってそれと路面との段差もあって、とても一輪車ではそういう環境ではなかったと思うんですね。こんなのですよ。あそこで遊ばせるなら、この工事の中で、何で整備できなかったのか、まずお尋ねいたします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

先日は現地調査ありがとうございました。宮内児童クラブでございますが、今、委員のほうから一輪車のお話があったところです。その後確認したんですが、一輪車のほうは、現在の学校の校庭のほうで使用しているということでございます。このクラブ建て屋の敷地の部分につきましては、広さの関係からも、当初からクラブが行政側のほうも、遊び場として想定していなかったところで

ございまして、実際、遊び場としては、学校の校庭、それから、旧児童クラブの裏にちょっと空き地があるんですが、そちらを使って、遊んでということでした。今後のこの敷地の活用等につきましては、またクラブ側の意向等も伺いながら、考えていきたいと思っています。

○委員（池田綱雄君）

私が現場でこの一輪車はどこで使うのと言ったら市の担当者がここで使うと言ったから、今そういう質問したんですが、それにしても、凸凹になっています。玄関です。あそこは、手を加えて整備すべきだなというふうに思います。もう1点は、ハイテク展望台についてですが、ここにこども館の整備のための準備を整えました。今までは、全天候型というのが、この前に、必ず付けていたんですね。今回は、全天候型が消えています。意図的に消したのか、あるいは忘れたのか、まずそこから、お尋ねいたします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

これまで全天候型という、言い回しあったかと思いますが。意図的に消したわけではございません。やはり今この建物自体は、市のほうの解釈と致しましては、晴れた日は、外でも中でも、雨の日は中のほうで、施設を利用させていただくという形の全天候型という形で把握したところでございます。

○委員（池田綱雄君）

私も一般質問で全天候型とはどういうもんかと。辞典を引いたら、雨の日も風の日も使える、そういう施設だと書いてありますよね。今もあそこは全天候型ですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

今、先ほどお話ししましたが、繰り返しますけど、雨の日は中のほうで利用させていただくと。晴れた日は外と中の施設も利用させていただくということから、全天候型として、行政のほうで解釈しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

私も雨の日に2回行っていました。もちろん1人も利用する人はいませんでした。年間雨の日が幾らあるんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

はっきりとした日にちというのは分からないところでございますが、今年の5月は、1日じゅう雨だったというのが10日ほどあったというふうに、なっているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

年間では、相当日、雨が降って遊べないと思いますが、あそこを全天候型にするために、屋根を付ける考えはないんですか。

○委員長（木野田誠君）

決算のことについて、すいませんが絞っていただきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

質問を変えます。もう1点は、あそこは展望をよくするために、周りの大きな木を全部切ったんですね。あそこは、切った先に10mぐらい行けば何十mという絶壁になっておりますよね。私は切ったときから、何か柵を造るべきだと指摘をしたんですけど、もう整備が整ったと書いてありますけど、あその柵などは考えないんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

防護柵につきましては、以前から御意見等頂いているところでございます。そうしたことから、そういった安全面の対策と致しまして、既存のツツジの植え込みがある所でございますが、所々、その植え込みに隙間ができていたというような状況でございました。そういった隙間部分に改めて



植栽することで、その植え込みのほうを補強する形で、その植え込みを防護柵として位置付けて整備を行ったところでございます。ただし、この防護柵、この植え込みのほうは、これで万全なのかと言われますと、当然、確証は持てないところでもございますので、今後も随時、適宜に対策を考えてまいりたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

今の植え込みですか。あんなのはすぐ乗り越えますよね、小学生ぐらいだったら。もう少し高いのを整備したほうが、高いものも乗り越えれば駄目なんだけど、それでも今の植え込みよりはいいんじゃないかなと。今後、何か検討していただきたい。

○委員（新橋 実君）

あそこは、建築住宅課長は、1mちょっとのフェンスを立てるという話だったけれど、そうではないんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

このフェンスにつきましては、建築住宅課長のほうにも確認をとったんですが、建築住宅課長が言われたフェンスというのが、遊具で小さい子供さんたちが飛ぶゾーンがあります。そこを囲むフェンスのことを意図していたというように確認をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

それはちょっと答弁が違うと思うけど。本当に事故があつてからでは遅いですよ。しっかり検証してください。次の質問に入ります。主要な施策の成果52ページ、子育て支援課、児童クラブの件ですけれども、50か所の児童クラブがあるわけですが、実際、この児童クラブに何人の子供たちが入ってるのか、まず、そこをお伺いします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

手持ちの資料が、今年の4月1日現在の数字になるんですが、4月1日で54クラブがございます。そちらのほうで2,356人登録いただいているというふうになっております。

○委員（新橋 実君）

私はこの令和2年度の決算で言ってるわけですから。今日は決算でやっているわけですよね。だから、本当は、この50か所で答弁してもらわないといけないわけです。決算で言ってるわけですから。その54か所でどうこうというあれはないですよね。今日は決算委員会ですよ。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

令和2年の7月1日現在の数字ですけれども、登録児童数が2,264人です。年に1度、登録児童数の調査を行っておりまして、通常は毎年5月1日現在で数字を確認するんですが、令和2年度がコロナの影響で、調査の日付が遅れてしましまして、令和2年度のみ7月1日現在での人数となっております。

○委員（新橋 実君）

2,264人、非常に少ないかなと思うわけですが、この2,264人、これで十分対応できているという理解でいいですか。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

令和2年度から、先ほど課長が、令和3年度の登録児童数もお伝えしたところですが、令和3年におきましては、この5月1日現在の調査時においては、各クラブのほうで把握している待機児童はなしという結果になりました。ですので、今の児童クラブの開設状況で、ある程度ニーズを充足しているのではないかと考えております。

○委員（新橋 実君）

そうですか。それはそれとして1人当たりの利用料は全て統一されているのか。幾らになってま

すか。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

児童クラブの利用料につきましては、各児童クラブさんが設定をしているものでして、市のほうで一律幾らというふうな制限などをかけているわけではございません。金額につきましてはちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、確認させてください。

○委員（新橋 実君）

市のほうから補助も出してるわけだから、そこら辺は把握してくださいよ。1番高い所が幾らで、1番安い所が幾らとか、それぐらいは、ある程度把握はしてもらわないとですね。補助もしているわけだから、全然分らないわけですか。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

5月1日現在での調査を毎年行っておりまして、金額はある程度把握はできているんですが、今、手元に資料持ってきておりませんので、後ほど回答させてください。【31ページに答弁あり】

○委員（新橋 実君）

その利用料の差というのは、なぜ、そういうふうな差が出てくるんですか。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

利用料の調査を行うときに、その金額に設定している理由までは集計を取っていないので、あくまで推測になりますけれども、やはり施設の新しさとか古さでとかであったり、あと、ずっと前からクラブをやっていたらっしゃるところについては、やはり設定した利用料についてなかなか動かしづらいというような事情もおありになるのではないかと考えられます。

○委員（新橋 実君）

その利用料については、市はとやかく言う問題ではなく、各児童クラブにお任せであるという理解でいいわけですね。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（木野田誠君）

ここでしばらく休憩します

「休 憩 午前10時30分」

「再 開 午前10時44分」

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

先ほどの宮田副委員長の答弁にお答えいたします。潜在的待機児童は、令和2年度につきましては、156人とお答えいたしましたが、内訳といたしましては、国分・隼人地区で147人、溝辺地区で7人、霧島地区で2人、合計156人になります。

○委員（蔵原 勇君）

長寿・障害福祉課のほうにお尋ねをいたしますけれども、成果表の59ページです。全国的にも長寿の方が多いわけですけれども、本市の男性女性の52名についてちょっとお聞きしたいのですが、在宅の方で、100歳が男女で何人いらっしゃるのでしょうか。まず、これを聞きたい。在宅と施設等あろうと思いますけれども。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

答弁の中で100歳の到達者で52名というふうにご上げております。在宅者と施設、あるいは入院されていらっしゃるという方で二分けしている形ではあるのですが、令和2年度の数字について今ちょっと数字を準備が出来ていませんので、また、改めて御報告申し上げたいと思いますが、ちなみに

令和3年度でいきますと60名いらっしゃいます。在宅者が20名、施設、あるいは入院されていらっしゃる方が40名という状況でございます【31ページに答弁あり】。

○委員（蔵原 勇君）

確かに女性の方が、長寿で、しかも在宅施設にも多いようですけれども、100歳以上の方への長寿祝金というのも非常にいい事業だと思います。できればですね、今は3段階ですけれども、長寿祝い金をもうちょっと広げてほしいなという方の声もたまに耳にいたしますので、これらはやはり事業の国県と市の予算とも関連がありますので、そういう声があるということだけは御承知おきしておいてもらいたいです。二つ目には、このいきいきチケット事業も非常に健康の増進、あるいは長寿増進でありがたいと言われますけれども、この利用率というのは、どのような方法で把握されていますか。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

令和2年度からタクシーと温水プールを加えた形になっておりますが、温泉・市営プール・バス・タクシー利用券といたしまして、交付対象者が3万739人に対しまして、交付された方が1万8,005人、交付率といたしましては58.57%でございます。一方で、はりきゅう・あんま・マッサージ利用券のほうですが、こちらも対象者数は3万739人に対しまして交付された方が1万5,663人、交付率といたしまして50.95%という状況でございます。

○委員（蔵原 勇君）

よく耳にいたしますのが、一般の長寿の方が温泉券はしょっちゅう、あるいは健康のために行けるけれども、タクシーを使ってマッサージ、はりにはなかなか遠かったりすると行きづらいという方もいらっしゃいますけれども、その辺はありがたい、ぜいたくなお話かなと思うのですけれども、その辺については、温泉券を増やすとかそういう特典に出来ないのでしょうかけれども、そのような声もあるということをお承知おきしておいていただきたいと思っておりますので、その辺については、コメントはいいかもしれませんが、みんな御承知の通りだと思いますので、よろしく願います。

○委員（池田綱雄君）

関連でお尋ねしますが、全国的に100歳以上が増えた。うち、90%以上が女性ですよ。霧島市の場合、祝い金をそれぞれ88, 95, 100歳に支給されておりますが、このうち男性が何名いるのかお尋ねいたします。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

すいません。資料といたしまして、男女別を持ってきておりません。というか、男女別での集計をいたしておりません。また、必要でございましたら、この後、集計いたしまして、後もって報告出来たらと思っております【31ページに答弁あり】。

○委員（宮内 博君）

保育所の待機児童の関係でお尋ねをいたしますけれども、潜在的待機児童の中の156人中147が国分・隼人という報告であります。率にして94%ということになるかと思っておりますけれども、今回、この保育需要に応じて、施設の整備がなされ、0歳児から2歳児の定員増というのは39人ということになっているようです。潜在的な待機児童からするとまた、まだ100人を超える待機児童がいらっしゃるということになっているのですが、特に20人の定員が増えた日当山の総合こども園は、0歳児から2歳児の定員は変更がなかったという報告でありますけれども、当然、民間の保育所の方針に沿って取組みがなされると思っておりますが、そこに行政側の潜在的な待機児童はこういう状況にあるというようなことも含めて、定員増を図るときに、その辺を充分配慮した上で整備をするというような形での指導というのは入るものか、入らないものか。全ての民間保育所に委ねるという形になっているのかをお示してください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

各園の定員につきましては、今委員がおっしゃられたとおり、園の方針というものがございます。ただ、市といたしましては、毎年10月ごろになるのですけれども、認定こども園、保育所等をつくる場合、もしくは保育所等から認定こども園に移行する時期が県のほうの認可が必要になります。併せて、定員の増、もしくは減の申請を来年4月から行う場合は、手続きをお願いしますという文書をつくるのですけれども、その中で、毎回、霧島市においては、国分・隼人地区の定員、特に3号認定の定員の枠が足りていません。潜在的待機児童がいますので、その分を考慮して、検討していただけないかという形をお願いという形になりますけれども、お知らせをしているところです。

○委員（宮内 博君）

結果的には39人ということになっているわけですが、これは計画どおり満たされているのかどうか、計画でこういうふうにしたけれども、実際には、成果としてはどうだったのかという報告は受けていらっしゃるでしょうか。受けていれば、それを紹介ください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

定員について個別な報告というのはないのですけれども、4月の利用定員につきましては、先ほど申し上げたとおり、それぞれの定員につきましては、面積の要件が決められている部分以外は裁量性の中で動くことができますので、その面積の中で、それぞれの園に募集があった状況、併せて保育士さんの状況等を踏まえながら、園が受入れられる人数というのを把握することになると思います。0から1、2につきましては、その点、認可保育園に含めて小規模保育事業というのが、新しい子育て支援制度が始まりまして、霧島市内で八つの小規模保育事業所等がございます。その辺と連携をとりながら、0から2歳児の潜在的待機児童の解消に今後も努めていかなければならないと考えています。

○委員（宮内 博君）

保育士をいかに確保するのかということ、特に0歳児から2歳児の1人当たりの保育士の数というのは、大変少ない人数でも確保しなければいけないということになるわけで、当然、保育所側も保育士をいかに確保するかということと同時に、低年齢の子供たちをいかに多く入れることができるかということが、当然、相関性があるわけですが、そこら辺については行政側としてはどういう関わりを持っているのでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

行政と致しましては、ハローワークと連携しながら、令和3年度の話になってしまうのですが、先日もハローワークのほう为主体となりまして、多目的ホールで保育士の募集等々をやっているところです。市と致しましても、ハローワーク等と連携をとり、情報を共有しながら、色々な部分で、保育士の確保に努めているところでございます。また、人材バンク等も行っておりますが、それらも含めて、今後も保育士の確保については、重要な課題だと考えているところです。

○副委員長（宮田竜二君）

成果表の51ページ。保育料徴収事務について質問なのですが、これは霧島市立の公立幼稚園とか保育園の給食費、副食費の徴収の事務でしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

保育料につきましては、霧島市内の市立、公立ですね、公立と私立の保育園の徴収した保育料の徴収になります。3、4、5歳につきましては無償化が始まっておりますので、基本的には0、1、2歳の保育料という形になります。0、1、2歳につきましては、副食費につきましては、保育料の中に入っておりますので、別に副食費というわけではなくて、保育料という形になります。

○副委員長（宮田竜二君）

0歳から2歳の無償化じゃない対象のところは、保育料が——。内容として、督促発送件数261件、徴収専門員2名による臨戸訪問回数725件、すごく頑張っていたいただいて徴収率が上がっているのですけれども、この徴収専門員2名の方は、恐らく会計年度任用職員の方だと思えるのですけれども、この保育料だけを徴収する専門で2名もかかっているのでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

2名の方につきましては、会計年度任用職員になります。業務内容と致しましては、保育料の専門という形になります。

○副委員長（宮田竜二君）

すごく頑張っていると思うのですけれども、私はこの成果としては、違うやり方を、この幹部の方々がもっと考えるべきじゃないかなと思っています。こういうふうに徴収じゃなくて、例えば、92万4,000円が未収額になっているのですけれども、保護者の方々の同意を頂いたうえで、児童手当から天引きにするとか、そういうような、何かもう少し実際に泥臭いことを会計年度任用職員の方が一生懸命に家を回って徴収しているのですけれども、そういうのではなくてもっと仕組みを変えるべきだと思うのですけれども、幹部の方はどう考えられているのでしょうか。

○子育て支援課長（宮田久志君）

はい。この徴収の在り方につきましてですが、今、委員のほうからも発言がございました。児童手当とか児童扶養手当などの支給日がございます。そういった際に相談をした上で、その中から保育料のほうに幾らか納付できないかといった対応をとらせていただいているところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

成果表の61ページ、保育園のことでお尋ねいたします。充足率が44.2%ということで、大幅に定数を割っているのですが、定数の見直しというのは検討されたことがあるのでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

定数につきましては、新制度が始まりまして、普通の県が認可いたします認可の定員、子ども子育て給付金等を配布のときに使う利用定員というのがございます。内容につきまして、霧島市といたしましては、現在、先ほどから出てきています潜在的待機児童もございますので、現在空いている保育所を有効利用しながら、潜在的待機児童の解消、また、施設整備を行いながら、潜在的待機児童の解消等を図ろうと考えているところです。先ほど申し上げました、子ども子育て給付金等の支給の対象の計算になる利用定員につきましては、随時、園のほうで、状況を鑑みながら、現在の状況と大きく乖離する場合は、定数の見直しを行う場合がございますけれども、認可定員につきましては、よほど大きな変更がない限りは、余り変更というのは考えていないところです。ただ、こちらにつきましても、認可を受けている県と、それぞれの民間の園の場合はその関係になりますので、認可定員の変更につきましては、基本的には園のほうの考えになりますけれども、市といたしましては、先ほど来出ています、0から2歳の子供さんたちの保育の環境というのを整えたいと考えておりますので、そのようなことと連動しながら検討していくことになると思います。

○委員（鈴木てるみ君）

この間、文教厚生委員会で高千穂保育園を視察に行っていました。今度、民営化されるということで、そのほかの保育園の民営化の検討というのはどのようになっているかお尋ねします。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

はい、お答えいたします。霧島市保健福祉施設民営化実施計画では、牧園保育園、中津川保育園、横川保育園については、入所者が20名以下で推移していることから、民間での経営は困難という判断をいたしまして、本計画では民営化から対象を外したところでございます。

○委員（平原志保君）

健康増進課にお伺いします。結核予防事業をされていますけれども、受診者数が8,533人で、陽性者というのは何人ぐらいで、ここ数年の推移というのがわかっていたら教えてください。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

結核の陽性者というのは、今までゼロで、ありません。

○委員（平原志保君）

今までないということは、この数年、10年なら10年ずっとゼロで来ているということですね。この結核予防事業は、今、65歳以上になっていますけれども、大体が赤ちゃんのときに罹患して、年をとってから発症するというのが結核のパターンだったと思うのですが、今は、逆にアジアのほうの結核の流行しているところから持ってきて、また、流行するというのが多くなっているかと思うのですが、この65歳以上の結核予防がずっとゼロが続いているということは、この予防事業をまだ続ける必要性はあるのでしょうか。逆に、対象を下げたりして、外国人の方が入ってきたりとか、海外に行ったり来たりするような人達を対象にしたほうがいいのではないかなと思ったりするのですが、その辺はいかがなのですか。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

結核の罹患率というのはゼロではないので、検診で見つかった方はいないということでもありますので、まだ絶滅したわけではないので、子供のときにBCGの接種をして、予防をしていきます。そして、どうしても抵抗力等が落ちたときに発症しやすいということで、65歳以上が検診の対象になっていると思います。

○すこやか保健センター副所長（中村真理子君）

結核予防事業なのですが、65歳以上を対象に結核検診を行うのは、結核予防法という法律に基づいて実施をしています。やはり、高齢者になって、心身の状態が、免疫力等が落ちてくると、結核の罹患率が高くなるのではないかとということで、結核予防法はあると思うのですが、確かに、市のほうの結核検診では、いろんな精密者は出ます。結核ではない、ほかの循環器系、心臓の心肥大とかでも、精密が出たりはしている状況がありますが、結核という判定をもらった方はいらっしゃいません。しかしながら、感染症予防というのは県の事業になりますので、以前、県にお聞きしたところ、年間に10名以上の新規の結核患者数というのは、出ていたか。数字は定かではないのですが、そのような人数は、やはり市内でも発生をしていますので、やはり、結核予防というのはこれからも、必要な事業だというふうに考えています。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

始良保健所管内の令和元年末の結核罹患率は31名となっております。

○委員（仮屋国治君）

私も心肥大です。関係ありませんが、実施状況の一番最後のページ、地域生活配食事業について、まず、地域への補助と業者さんへの補助があるみたいですが、ここの違いを教えてください。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

今、委員から御指摘のあった部分については、介護保険特別会計のほうになりますかね。また、後もって御報告できたらと思います【48ページに答弁あり】。

○委員（新橋 実君）

69ページの地域医療対策事業なのですが、輪番制で夜間救急診療事業はされているわけですが、この輪番は医療センターと、あとどこでしたかね。

○健康増進課長（小松弘明君）

現在、医療センターと、それから霧島記念病院、国分脳外科、霧島の杉安病院、国分中央病院の五つになります。【23ページに補足の答弁あり】

○委員（新橋 実君）

5か所ということですかね。ということは、それで、これは内科と小児科ということですが、私は聴いているのは、令和2年度中の具体的措置で、こちらに内科と小児科が上がっているわけですが、今ここを聴きたいんです。ここに対応している人は病院はどこどこですか。

○保健福祉部長（林 康治君）

この夜間救急診療事業につきましては、医師会医療センターの診察室のほうで、内科小児科それぞれ開業医の方々を中心に、輪番で夜間に診療していただいているという状況であります。これは始良地区医師会のほうで輪番を決めまして、それぞれシフトを組んで対応していただいている状況でございます。それと先ほど課長が答えました二次救急医療の輪番制の医療機関ということでありまして、再度ちょっと医療機関名が私のほうでちょっと確認しているところ申し上げますと、医師会医療センター、霧島記念病院、国分生協病院、霧島杉安病院、国分脳外科、あとその循環器系の輪番制というのがありまして循環器系が医療センターと国分生協病院、そして脳外科関係が、医療センターと国分脳神経外科ということになります。以上補足です。

○委員（新橋 実君）

これは、今ここに書いてある内科小児科については、これ医療センターにみえた方という理解で、まず良いわけですね。

○保健福祉部長（林 康治君）

はいそうです医療センターのほうにお見えになった方を診療しているところです。

○委員（新橋 実君）

これは、近くの病院の先生がたが見えるという話だったので、時間は何時から何時までですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

すいません、先ほどは間違った答弁しましてすいませんでした。夜間救急につきましては、平日の月曜日から金曜日が午後8時から午後11時。それから土日祝日、年末年始が午後7時から午後10時の受付となっております。

○委員（新橋 実君）

ということは、それを過ぎた後は、どこの病院に行けばいいんですかね。

○保健福祉部長（林 康治君）

医療センターのほうでは小児科も開設しております関係で、救急であれば、救急車の対応ということであれば、その後も24時間、医療センターのほうで受付はしている状況でありますので、個人でのそういった駆け込みというのは24時間対応ではございませんけれど、救急車の対応として、医療センターのほうで24時間365日対応しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

それをやはり市民の方にはですね、しっかりと分かってらっしゃらないとかですね、救急車を使うのがいいのか悪いのかというのはあれですけど、やっぱり、せっぱ詰まってですね、どうしても必要であれば、どっか連れていかないといかんというのがあられるわけですが、もう仕事から帰ってきていたらもう、病院が閉まったとかいうようなこともよく聞きますので、そうなったら救急車でいかにいかんとなるわけですよ。救急車で行くというのなかなか大変な問題もあるわけですが、生協の言われて対応するという話もありますけども、結局、医師会医療センターもあるわけですから、やっぱりその辺の対応というのに24時間対応できるのであれば、もう少しですね、対応ができるような形でできないのか、その辺はどうなんですか。

○保健福祉部長（林 康治君）

確かに医療センターのほうも、以前は24時間の対応ではなかったのですが、小児科が開設されて、徐々に、業務のほうを拡充してきている状況で、昨年度途中から、その救急車の24時間受入れを行っているところがございますし、今、委員がおっしゃるように、なかなか救急車を呼びづらいという方々もいらっしゃいます。また、そのような24時間の受入れ体制というのは今、医療センターと協議しながら、拡充していきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

これは、受診者数を見ますと、平均しますと、1日当たり、2人か多くて3人とかですね。それぐらいの人数になっておりますので、ある程度、対応できるんじゃないかと思うわけですが、今、部長は言われましたけども、やはりその辺は医師会医療センターということで、霧島市もしっかりとこれ対応されているわけですので、その辺は、今、要望という形になりますけども、しっかりと対応してないけど今回、新しくできれば、その辺24時間にできるわけでしょうけども、今後、やはりそういった広報もしていただいて、やっぱり子供たちが、小児科とかになれば子供たちの命とかそういう問題も切迫しますので、しっかりと対応していただくようお願いいたします。

○保健福祉部長（林 康治君）

確かに小児の場合は、子供の命に関わる重要なことでもございますので、そこは市民へ周知に努めるとともに、また医療センターのほうも施設整備が進めば救急科というようなことも考えていますけれどもそれまでの間に、体制も徐々に進めていければと考えているところでございます。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

すいません。医療センターの救急診療におけるフローをちょっと御説明したいと思います。まず時間内につきましては、平日ですけれども、8時半から5時まで、これにつきましては、ウォークイン、御自分でこられた患者さん、救急患者さんにつきましては、担当の医師等が、外来師長と話をし、急患を受けるといことです。時間外につきましては、平日は17時から翌朝の8時半まで、土日祝日は終日なのですけれども、ウォークインの患者さんにつきましては、事務の当直看護師等と、初期対応しまして、当直医師の専門の関係がございますので、受入れられるのであれば受け入れるということになります。消防からの分につきましても同じく、当直医師と連絡をして受け入れる体制であれば受け入れるというふうにしてございます。

○委員（新橋 実君）

当直の医師っていうのはですよ、内科小児科あるわけですけども、何人いらっしゃるんですか。その看護師は、入院患者もいらっしゃるわけですけどmそれはまたそれで別だと思うんですけども、その辺対応できる医師と看護師というのはどれぐらいいらっしゃるのですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

当直医師は1名だと聞いております。夜間の看護師が1名と、あとまた病棟のほうにも、各師長が対応しているというふうに聞いてございます。

○委員（宮内 博君）

51ページのこども館の関係でお尋ねをしたいんですけども、あと、決算委員のメンバーは、前回予算委員会のメンバーでもあるわけですね。それで当初予算、昨年の当初予算では、修正案を提案をして、これが予算委員会で可決をされるというような経過をたどって、本会議ではそれが否決をされたわけですけど、たどって子供館が建設をされるという経過を経ての予算執行であります。それで、令和2年度中の具体的な費用としては9,660万円余りということになっているんですけども、結果的に総事業費は幾らになったのかですね。そして費用対効果の検証が令和2年度中に行われたのか、それは当然完成をしてからに行われているのかですね、その確認をお願いします。

○子育て支援課子ども・子育てグループ長（出口幹広君）



まず整備に関する総費用でございますが、令和2年度分の事業としましては、建物の改修あるいは管理委託等におきまして、議員先ほどおっしゃった、9,600万円余りが執行されておりますが、そのほかにも、この間現地視察でもごらんいただいたとおり、現在はもう遊具設置も終わっております子供館として開館した状態でございます。その遊具設置に関する費用これは、令和3年度での執行の話になるのですけれども、これが屋外、屋内それぞれ3,960万円と3,995万2,000円それぞれ執行しております。総計としましては、現在のところ1億7,863万6,000円これが、子供館関係で執行された予算の総額となります。費用対効果でございますけれどもこれも、議員おっしゃったとおり、実際その今、入館者等、当然オープニングのときには結構の人数の入館者お越しくさしまして、そういったところでの集計等の数字を見ながら、今後、恐らく令和3年度であったり、その翌年であったりというところで、この施設をつくったところの費用対効果、こういった効果こういった市民の方の声が頂けるのかというところを、今後、収集あるいは検討していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

次に移りますが、52ページの放課後健全育成事業の児童クラブの関係ですけれども、令和2年度50か所の児童クラブで運営したということですが、国分地区は1か所、児童クラブが前年度より少なくなっているということになっているわけですが、これはどういう理由で少なくなったのか、お示してください。

○子育て支援課子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

国分地区におきまして令和元年から2年にかけては、1か所児童クラブが減少しました。これにつきましては、従来、法人系の児童クラブなのですけれども従来二つの施設で運営されていたところがですね、人数等の問題もあったのでしょうけれども、この二つの施設を一つに統合する形でまとめられたと。都合1か所が、数としては減っているという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

その件については分かりました。次のこの子育て一時預かり支援事業の関係でありますけれども、成果として報告がされておりますけれども、仕事が理由で預かった方が3,966人ということで、率的には61.3%ということですね、占められておりますけれども、人数からしますと、昨年度実績からすると、700人ほどですね。利用が少なくなっている。そしてまた仕事が都合で預けられた比率は高くなっているという状況になっているかと思えます。また一方でリフレッシュの部分も、350人ほどですね。少なくなっているというような形になっているんですが、これはコロナの影響もあって、こういう変化が生まれているのかなというふうに思いますが、どういう状況にあったのかということ等についてはどのように分析をされていらっしゃいますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

具体的なそういった調査等を行ってないところでございますが、今、委員のほうからもありましたように、このコロナ感染症対策、感染症の関係で、預けを控えられたりとか、またテレワーク、そういった関係で預ける必要がなくなったりとか、そういった影響が大きいものではないかと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

子供医療費の助成の関係でありますけれども、これもコロナ感染症の影響もあるのかなと思えますけれども、人数も少なくなっていて、そして金額的にも、5,300万円余り少なくなっているということで報告がなされておりますけれども、本会議でも議論があったところでありますが、県の制度として、令和2年度は中学生まで住民税非課税の子供さんたちについては無料ということだったのですけれども、これを全ての、令和2年度行きますと中学生までの全ての無料化を実施をした場合には、制裁があるということですね。その制裁については、いかほどの制裁があるかについては、

十分な答弁がなされていないという経過があるのですけれど、令和2年度中では、それを試算されたのかどうか、そこのところ説明ができるでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こちらの医療費、非課税世帯の高校生まで、仮に無償化となった場合、当然、医療費のほうは、負担額が跳ね上がってくるものと考えております。そういった場合に、現物給付となった場合に、国の国庫負担金の国保のですね、調整負担金とか、減額になるという話が上がっておりますが、具体的にその金額がどれぐらい減額なのかと。今、数値は、正式な計算してないところでございますが、資料によりますと、余りそんなに国保の負担金の調整額が減額をすることはしないのかなって、これもあくまでも予想でしかないのですが、いうふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

この問題は県との関係が非常に大きな問題でもあるんですけれども、全国的にはかなり無料化は進んでいるという状況下で、鹿児島県の場合は住民税非課税の世帯ということになって、少しは前進をしているわけですが、いわゆる子供の医療費を無料化することになるとコンビニ受診が増えるだとか、あるいは国保への制裁金があるだとか、それからシステムの改修に多額の費用を要するとか、そういうのがかなり言われて費用負担が大きいということではできないないというふうに言ってきたんですけれども、実際にやってみて、この3点の件についてはどういう検証がなされているんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

ちょっと確認いたしますが、令和2年度中に、そういった見直しを踏まえた上でそういった検証を行ったかということによろしいでしょうか。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

平成30年の10月から、いわゆる現物給付が住民税非課税世帯の未就学児を対象として開始されました。平成30年10月というところを境にして、直近1か年、直後1か年、それぞれ住民税非課税世帯の未就学児の医療費の推移を確認したところ、平成29年12月から平成30年11月、つまり現物給付が開始される直前の1年分の医療費に比較して、現物給付を開始した直後の1年間の住民税非課税世帯の未就学児の医療費合計が大体50.6%増加しております。同じような比較として、現物給付が開始される前の1年間と、令和2年度に入ってから、令和元年12月から令和2年の11月の1年間分の同じ対象、住民税非課税世帯の未就学児の医療費の合計を比較したところ14.6%増加しております。令和2年度に関しましては、やはりコロナ禍による受診控えであったり、あるいは手指消毒やマスク着用の徹底による感染症、特に感染症の予防とかができているというところもあって、医療費の増加は減少しているんですが、やはり、現物給付を開始する前に比べると、医療費そのものは伸びている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

それがコンビニ受診と言えるかどうかというところの判断をどうするかっていうことですよ。本来なら来なくてもよかったような患者さんが受診されているというようなところなのかどうかというところではどうなんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

そのコンビニ受診になるのかどうか、そこらの把握の仕方といいますか、分析というのはなかなか難しいものと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

早期発見、早期治療が将来的には医療費の抑制につながると。特に子供さんたちの疾病に関するところでありますので、そこは将来どういうふうにかこれが効果として生かされていくのかというこ

とを、やはり検証していかなければいけない問題だということは指摘をしておきたいと思います。同時に、そのシステムの改修にかなりの費用が掛かるというふうに言われてきたんですね。これができないという理由に。それは、実際、実施をされて、システム改修にはどれぐらい費用が掛かったんでしょうか。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

今年度から始まりました現物給付の枠を非課税世帯の高校生まで拡大するためのシステム改修の費用としましては、決算資料の中の14ページの一番下ですね。乳幼児医療給付事業対象拡充に伴うシステム改修業務委託38万5000円、これが今回、対象を高校生まで拡充する際のシステム改修に要した費用でございます。

○委員（宮内 博君）

これは実際には想定額と比較をしてどうだったのかと。かなり多額の費用が掛かるというふうに、これまで議論をされた経過があるんですけど、実際、蓋を開けてみたら38万5000円だったということなんですけれども、そういう事業が始まる前と実際に開始されたときの実際に必要とされた経費までは検証はなされていないのかなと思います、どうでしょう。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

実際、その費用についての検証というのは特には行っていないところなんですけれども、今回行ったこの改修というのが、既に平成30年の10月に開始された現物給付の対象となる児童の年齢を未就学児から高校生まで引き上げるという作業に必要な電算上のシステム改修を委託したという費用でございまして、平成30年の10月に、そもそも現物給付を開始するときのシステム費用システムの改修費用というのはこれとはまた別に掛かって発生しております。ちょっと数字をしっかりと覚えてなくて、200万円とか300万円であったと思うんですが、この令和2年度中に発生しているこのシステム改修費用というのは、あくまで最初の改修ではなくて、対象となる年齢を延長した追加の作業みたいな形で発生してる費用と考えていただければと思います。

○委員（宮内 博君）

当然そうですよね。もう制度が始まるときの初期のシステム改修費用というのは当然大きかっただろうと思いますけれども、それでも二、三百万円の範囲だったということですよ。だから、議論されましたけれども、実際に開始をされてみると、令和2年度は中学生までですから、それまでの費用というのは、当然、免疫力も高まっていますので、そんなにかからないというふうには言われてるわけなんですけれども、実際に掛かった費用として2億7,429万円ということになっているんですけれども、これは年齢別にかかった費用ということで試算がされてるわけでしょうか。

○子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

年齢別というわけではないんですが、未就学児と小中学生という二つの枠で大きく計算している部分がございます、未就学児の自動償還、つまり現物給付ではない自動償還の方の医療費に関しては1億7,383万2,037円。全体の63.4%です。同じく未就学児の現物給付の給付の対象となった医療費については928万3,102円。これが全体の3.4%です。小中学生の非課税世帯にかかった医療費につきましては566万2,136円、これが全体の2.1%。同じく小中学生の課税世帯に助成した医療費が8,551万2,740円。これが全体の31.2%ということでございますので、やはり、未就学児のほうが全体の67%ぐらいを占める。3分の2は未就学児の分の医療費が占めるという結果となっております。

○委員（宮内 博君）

扶助費の結果から見ても、年齢が高くなればなるほど医療費も掛からないということでもありますので、そんなに多額の費用を要するという、高校生まで拡充をしてもですね。ということは、こういう数字的にも明確になっているのではないかと思いますので、ぜひ、対象年齢の引上げと同時に

課税、非課税枠を外すとするという取組にもつなげていただきたいということは要請しておきたい  
と思います。

○委員（仮屋国治君）

子育て支援センター管理運営事業についてお尋ねを致します。10か所の拠点で事業実施をしてお  
られるということですが、それぞれに幾らずつ補助金が出されているのか。この契約の実施  
状況と照らし合わせながら御説明を頂けませんか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

子育て支援センター管理運営事業の委託料につきましては、各施設の開設日数であったり、職員  
の配置状況により基準額があらかじめ設定されております。そういったところで、今のほうで  
各施設に支払っている委託料が1番低いところで401万1,000円、高いところで1,164万円の範囲で委  
託料をお支払いしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

ここの欄でよろしいわけですね。件数が合わないのは、1法人が2か所を運営しているという  
理解でよろしいんですか。複数を運営しているところがあれば、お知らせください。

○こどもセンター副所長（烏丸充弘君）

同じ法人がやっているとところは牧之原認定こども園と隼人認定こども園、金剛福祉会がやってい  
るところがあります。これまで入れて、子供センターの直営も合わせて10か所であります。

○委員（仮屋国治君）

委託料の金額の算出方法に基準があるということですが、見ますと815万2,000円が並ぶ  
ものだから、非常にアバウトだなという気がするわけですね。それぞれ人数等見ていきますと、  
大小あるような気がするんですけど、その基準というのはもう少し詳細をお知らせいただけま  
すか。

○こどもセンター副所長（烏丸充弘君）

この地域子育て支援拠点事業は、国県の補助金で行ってまして、この815万2,000円というのは  
週5日開館してやっている法人に対してです。ほとんどの社会福祉法人がそれに該当します。社会  
福祉協議会は週4日なので、金額が低い401万1,000円。キッズパークは年末年始以外やってますの  
で、金額が1番多いということになります。

○委員（仮屋国治君）

理解しました。それと、主要な施策の成果の子育て一時預かり支援事業のキッズパークがしてる  
分の委託料というのは、幾らぐらいになるんですか。

○こどもセンター副所長（烏丸充弘君）

一時預かりは補助金になります。令和2年度が2,160万1,000円です。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの1,164万円がこれに当たるのかなと思いながら見てたんですけども、別口で2,160万  
1,000円の補助が出ているということですが、これも預かりの場合は、保護者のほうから料金  
頂くわけですが、この補助の支給基準というのはどのようになっていますか。

○こどもセンター副所長（烏丸充弘君）

一応、予算要求をして、財政課のほうで査定をしていただくんですけど、全事業費のうち、一時  
預かり、保護者が払うお金を除いた額がこの補助金になります。

○委員（仮屋国治君）

令和2年度は総計で幾らという試算をなさっていたわけですか。

○こどもセンター副所長（烏丸充弘君）

予算上では700万円ということしております。

○委員（仮屋国治君）

2,160万円補助しているわけだから、今の700万円はこれに足した額が総計の予算要求だったということでしょうか。

○こどもセンター副所長（烏丸充弘君）

一応、総計は2,160万円に、実際は決算上はまだそれよりも金額が多い。大体3,000円で、それで不足する場合は、施設側が負担するということになっています。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午前11時47分」

---

「再開 午前11時49分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

総事業費3,060万7,556円、市の補助が2,150万1,000円。それから預かりの利用料で807万6,500円。施設負担分が30万56円となっております。

○委員（仮屋国治君）

先ほど増えた場合にはまたそれに足していくんだというような話がありましたけれども、開所した時からそういう状態でこられているのかどうか。やはりなあなあが出てきますから、なあなあにならないようにシビアな運営というのが必要だと思うんですけども、その辺はどのように留意なさっていらっしゃいますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

利用料のほうを十分加味した上で、適正な補助額、総事業費を精査しているところでございます。

○委員（池田 守君）

生活保護のことでお聴きします。成果の48ページ、保護費返還決定額というのが出ていますけれども、これは支給された保護費を返還するようにと求める金額ということでしょうか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

48ページの保護費返還決定の額の状況ということで、法63条というのが、資力があつたのにも関わらず、資力があることを確認した際は当該保護者に対して、資力の発生に遡って63条を適用しているところです。78条のほうは、不正受給という形で行っているところです。

○委員（池田 守君）

ここに305件6,100万円余り出ているわけですけども、この返還状況はどうなっていますか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

63条の返還金の部分は、全体で283件、5,584万8,113円ありました。そのうち、4,039万8,047円返還済みということです。78条に関しては、22件の558万2,196円のうち、返還された部分が、28万3,732円です。

○委員（池田 守君）

まだ、結構たくさん未納分があるようですけども、これについて、本人たちの了解っていうか、納得というのはどんなふうなんでしょうか。どうしても納得できないから返還しないとか、そういったケースがありますか。

○生活福祉課長（山元幸治君）

残りの分については担当ケースワーカーのほうで十分な説明を行った上で、本人の了承を得ながら、返還金の完済に向けて取り組んでいるところですが、払わないっていう方は今のところいらっしゃいません。

○委員（山田龍治君）

不用額調書の27ページ、節20、扶助費、金額が2億9,017万7,810円と、金額が大きいので、この不用額の主なもの。どのくらい不用額が出ているのか、分かればお示しを頂きたいと思います。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

27ページの扶助費の内容ですけれども、子どものための教育・保育給付事業及び子育てと子育てのための施設等利用給付事業、それぞれ子どものための教育保育給付事業のほうの不要額が2億8,523万5,340円。子育てのための施設等利用給付事業の不用額が494万2,470円となっております。

○委員（山田龍治君）

事業内容として、子どものための教育・保育の事業内容、何をして、2億8,000万ほど不用が出たのか、お示しをいただきたいと思います。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

まず2億9,000万円のほうなんですけれども、内容につきましては、幼児教育無償化になった部分、あわせて、保育所、認定こども園等の運営費の措置お金になります。月々、大体四億二、三千万円の支出がございますので、1か月分に満たない程度で、内容につきましては、処遇改善等々がありますので、実質、3月補正を行う1月若しくは12月の段階では、正式に見込んだ場合に、少しはそれでも大きな金額になりますので、このような形で不用が出るという形になっております。

○委員（新橋 実君）

57ページ、障がい者のほうですけれども、障害者手帳の新規交付が、身体障害者277、知的59、精神94となっているわけですけれども、これの申請者というのはどれぐらいいらっしゃるのか、それぞれわかったら教えてください。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

手帳の新規交付の数字ということで申し上げます。身体障害者手帳が令和2年度で277件、療育手帳が59件、精神障害者保健福祉手帳が94件、全体で430件という状況でございます。

○委員（新橋 実君）

申請すれば全て、手帳は交付されるという理解でいいんですか。私は申請者がどれくらいあるかということと言ったんですよ。申請されれば全て交付されるという理解でいいんですかということです。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

数字を持ってきておりますので、また後もって報告させていただきたいと思います【31ページに発言あり】。

○委員（新橋 実君）

コロナ禍で上司等のパワハラ等によって精神障害を受けられる方も非常に多いと思うわけですけれども、そういった中身まで、市として把握をされていらっしゃるのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（木野田誠君）

はい、午前中はここまでします。休憩といたします。

「休憩 午前11時59分」

---

「再開 午後0時58分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課子ども・子育てグループ長（出口幹広君）

午前中、新橋委員から御質問いただいておりました放課後児童クラブの利用料の平均額について、お答えいたします。令和2年度の平均額になります。月額で5,704円です。これが通常の月額でして、長期休み、夏休みとか冬休みに発生する加算料などは含んでいない金額になります。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

同じく新橋委員からの質問でございました、手帳の新規申請に際して、申請の中身の確認というところはどうなっているかということでしたけれども、私ども窓口におきましては、申請の書類がそろっているかどうかということを確認いたしまして、県の判定機関が県のハートピアかごしまでございますので、そちらのほうに書類を進達をしているという状況でございまして、中身までは確認ができていないというところでございます。あわせまして、蔵原委員から御質問がありました、長寿祝金の100歳到達の方ですけれども、答弁の中で、100歳52名とお伝えしておりました。その52名につきまして、在宅の方が19名、それから施設、あるいは入院されておられる方が33名ということで、在宅の19名の方につきまして、男性が4名、女性が15名という状況でございます。それから、池田委員から御質問をいただいておりました88歳、95歳の方の男女別の人数でございまして、88歳につきましては、786名ということで人数を言っておりますが、男性が271名、女性が515名、それから95歳につきましては、233名で報告しておりますが、男性が62名、女性が171名という状況でございまして、100歳は先ほど申し上げました52名につきまして、男性が5名、女性が47名ということでございます。

○委員（新橋 実君）

まだ私の最後の質問答えてないけど申請者数は何名だったかどうかということについては。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

申請者数につきましては、身体障害者手帳300、知的障害者60、精神障害者100ということになっております。

○委員（新橋 実君）

これが申請から手帳がもらえるまでの期間というのは非常にばらばらなのかどうなのかですね、その辺はどれぐらいかかるんですか。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

窓口で申請をされたときに、こちらのほうで対応してお伝えしているのは、身体障害者、療育手帳につきましては、約2か月以内には決定になりますよとお伝えをいたします。それから、精神障害者につきましては、若干長く要しているようでございます。2か月以上要するというところでございます。

○委員（新橋 実君）

2か月以上といえれば1年もあるわけですけども、大体いつぐらいまでとか、その辺については、やっぱりもらう方も非常に困るわけですけども。その辺は、最長いつぐらいにはもらえるとか、その辺は把握できないんですか。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

申請をしていただいてから、鹿児島県のほうに進達をするわけですけれども、こちらと致しましては、毎週まとめまして、その週のうちには進達をしているという状況でございまして、判定を行う県の機関において、そのタイミングがうまく判定をする日にちも決まっているようでございますので、それにうまく当てはまれば早く決定になるケースもありますけれども、障害の状況によりましては、1回の判定で終わらないと。また2回目の判定を要するというような状況もございまして、

その症状によりましては、判定期間が異なってくるという状況がございます。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

今、課長も言いましたけれども、精神のほう2か月ほど掛かるということで、お伝えはしてるんですけども、逆に、確定して2か月でできますという、逆に期待を抱かせてしまうおそれがあるのかなど。逆に、2か月を過ぎたときに2か月でできるって言ったのにどういうことよってということもあり得るので、一応こちらとしましては、2か月ほどかかりますという形で言っているところですよ。

○委員（新橋 実君）

ということは2か月ほどかかるけども、大体3か月あれば終わるというふうに考えてよろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

委員のおっしゃるとおりそのように考えております。

○委員（宮内 博君）

同じく障がい者の福祉の関係ですけど、障がい児の通所給付費の関係でありますけど、昨年度実績を見ますとトータルで1万9,934人ということになりそうでありまして、障がい者の状況ですね、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、これはここでどういう分類になるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

分類という形ではこちらは出してないんですけども、一応通所サービス、障がい児通所給付に関しましては、今、児童発達支援とか放課後等デイサービスとかあるんですけども、ほぼ、手帳を持ってない方といいますか。お持ちでない方といいますか、発達障害といいますか、そういう方の利用がほぼ占めております。

○委員（宮内 博君）

これは分類しなくてもいいということになっていてそういうことなんですかね。手帳を持っていない方がほとんどということではありますが、実際の数字的なものは、紹介ができるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

数字的なものということですけど、手帳を持っている方っていうのは、療育手帳をお持ちの方ってなるので、今すぐ数字というのは出せないんですけど、時間をいただければ、出すことは可能です。

○委員（宮内 博君）

恐らく通所サービスを受ける一つの前提があると思うんですよね。それで前提でその分類がされているというふうに思いますので、それは報告ができると。後もってであれば、ということでもいいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

はい。後もってお答えします。

○委員（宮内 博君）

それと令和元年度と比較して利用者数が、2,591人延べ人数で増えてるということになっておりますけれども、実人数というのは、前年度と比較してどういうふうになっているのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

はい、実人数もそれぞれ出してはいるんですけども令和元年度と令和2年度ですね。今、トータルをちょっと出しておりませんが、一つのサービスごとで言ってよろしいですか。児童発達支援が令和元年度が515、令和2年度が556です。放課後等デイサービスが令和元年度649、令和2年度693人。保育所等訪問が令和元年度70で令和2年度が112。障がい児相談支援が令和元年1,098、令和2



年度1,216です。

○委員（宮内 博君）

当然これも、延べ人数ということだろうと思うんですけど、実人数も当然分かるわけですよね。それは今報告ができるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（今村伸也君）

すいません今申し上げた数が実人数でございました。

○委員（新橋 実君）

養護老人ホームの長安寮について、現在21名の方が入所されてるということなんですけども、定員が60名ということです。これは将来的には、民間のほうに委託するとかその辺は考えてらっしゃるんですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

令和3年度今年度民営化に向けて今準備を進めているところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

成果表の68ページ。健康増進事業について、生活習慣病予防健診を63人の方が受診されておりますが、対象者は何人だったのでしょうか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

令和2年度の対象者は635人です。

○委員（鈴木てるみ君）

この方々というのは医療保険に加入してらっしゃらない方ということで、生活保護の人たちなんですか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

はい、そうです。

○委員（鈴木てるみ君）

約1割の方が受診されたということなんですけど、生活保護世帯の方々は、割合に生活習慣病にかかっていらっしゃる方が比較的多いというふうに聞いているんですけども、受けられた方の中で重篤な生活習慣病のは、何人ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

12名ほどいらっしゃいまして、8名の方が医療につながったということを聞いております。

○委員（鈴木てるみ君）

では残りの受けてない方々の中にも、ちょっと心配な方がたくさんいらっしゃるだろうということで、また引き続き、多くの方が受診されるように、また働きかけていただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

69ページでありますけれども、夜間救急診療の関係でありますけど、ここに示してあります成果表のところを拝見いたしますと、前年度と比較をして48%ぐらい。前年度と比較して1,961人の減という報告になっておりますけれども、コロナ禍感染症の影響もあってというふうに思いますが、その辺理由をどういうふうに分析をなさってらっしゃるか、お聴きをしておきます。

○健康増進課長（小松弘明君）

やはり、コロナによる受診控え等の影響が大きいと考えております。

○委員（宮内 博君）

コロナ感染症の影響の報告がなかったですね。令和元年度4,123人ということで、ピーク時を見ますと平成24年で4,866人ということでの報告があります【34ページに訂正発言あり】。700人以上少なくなっているということではありますが、これは減少傾向にあるというのかなというふうには思

いますけれども、そこら辺の要因等については、どのように分析をされているのか、お聴きをしておきます。

○健康増進課長（小松弘明君）

先ほどコロナが原因ではないかと言いましたけども、細かい検証等はいたしていませんけれども、やはり早めの昼の時間帯の受診が増えたりですか、やはりコロナで受診控えもありますし、コロナ対策での発熱等が減ったとかっていうのも、原因の一つではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど平成24年がピーク時と言いましたけども、よく見たら、27年が4,915人ということで、最も多い数字が報告をされているようです。ただ、この状況からするとやっぱり少なくなっているということのその辺のまた是非、分析をされて今後に生かしていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

○健康増進課長（小松弘明君）

一つ訂正をお願いします。冒頭の主要な施策の説明の中で、母子保健事業の説明のところで、産後2週間での産婦健康審査を開始というべきところを、妊婦健康診査をと言ったようですので、正しくは、産後2週間での産婦健康診査を開始という形で訂正させていただき、おわびさせていただきます。

○委員外議員（植山利博君）

先ほど、池田委員のほうからも触れられましたけど、生活保護の48ページ、保護費返還決定額の状態というのがあります。特に法第63条によるところが283件、金額も相当大きいわけですね。それで、返還率も相当少ないと。この金額に対して返ってきたお金も少ないと。なので、保護が開始をされるときに、しっかりと調査をするわけですので、そのときに63条が適用になるかどうかの判断はつくと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○生活福祉課主幹（森田真一君）

まず、生活保護の認定ですが、申請書を受理してから2週間、14日で決定をして、生活保護費を支給させていただいております。その間に、資産、例えば、預貯金調査あるいは生命保険の調査とかかけて、そこで見つかった金額というのは、申請された方とこういうお金があったので、次の生活保護費と調整しますねとか、あるいはこれだけの生命保険があれば解約していただいて、そのお金を元手で生活してくださいという形で廃止したりということもあるんですが、そもそもその63条という形になれば、年金の受給をされるのが65になられてから、遡及である程度まとまった大きい額が保護が開始になった後でございまして、生活保護の申請したときには受給権があったとしてもまだ年齢が到達しておりませんので、後もっての受給になりますので、まとめてそのお金を受給されたときに生活保護費を支給した額と比較するんですが、それをそのまま当然お返ししていただければいいんですけども、それも保護開始の説明のときにしているんですが、使い込んでしまったと。ちょっと大きいお金が入ったので使ってしまったという方については、もうこういうことがないようにという形で、返せる分はまとめて返していただいて、残りの不足する分を毎月の生活保護費から返していただく状況ですので、保護開始の申請時点においては発生していない。受給権があったとしても発生していない金額というのが多分にございます。

○委員外議員（植山利博君）

年金が発生した時点で保護は開始していると。そのあとで年金が一定額若しくはまとまった額と年金が入るということは、市のほうでは、当然、年金の係のほうが把握できるわけですね。だから、それで、過払いですから、不正に払っているわけだから、発生した時点でそこを押さえるということとはできないんですか。

○生活福祉課主幹（森田真一君）

生活保護世帯が1,400世帯と相当オーバーしております、1件1件、いつ保護は受給開始するかというのは65で換算すればいいんでしょうけれども、60で前倒しで、なるべく頂いて、自分の資力を持つような形でしておりますので、その指導に基づいて60で前倒しで出してもら方もいっしょれば、そうでもない方はいらっしゃいます。委員から御指摘のあったように、かなりの高齢者世帯はいらっしゃるんですが、こちらも、一人一人くまなく全部いつになったらこの方とはいうことは気を付けているんですけども、全てにおいてそこはちょっと確認はできていないところで、後もってからの受給を確認してからの一。前年の所得が上がってのこの金額は何だろうかとか、年金受給をしたとかそういうもので、前年の所得の書類を頂いてから、確認はできているところで半年とか1年ちょっと遅れることが多分にございます。

○委員（植山利博君）

いずれにしても返還決定がなされた額から、返還される額が小さいわけです。ですから、それは当然、返してもらわなきゃならないお金ですから、今後もきちっと返してもらうような努力を求めておきます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時24分」

---

「再開 午後 1時27分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第85号、令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案85号、令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての概要につきまして、説明いたします。本市の国民健康保険事業については、被保険者が、前年度と比較して、年度平均で354人減の2万5,531人となっております。減少傾向にあります。しかしながら、65歳以上75歳未満の前期高齢者が占める構成割合は、前年度と比較して、年度平均で219人増の1万2,291人となっております。年々増加傾向にあります。それでは、歳入についてです。歳入のうち、国民健康保険税につきましては、保険税の収納率向上の取組を推進することで、現年度分及び滞納繰越分とも、収納率は前年度よりも上昇し、全体で2.22ポイント増の88.87%となっています。収入済額については、22億8,011万373円で、歳入総額の15.25%を占めています。このような状況の下、令和2年度決算額につきましては、歳入総額が149億5,252万9,961円で、前年度と比較して、9,161万2,676円、0.61%の減となりました。要因としては、普通交付金及び特別交付金が減少したことによるものです。次に、歳出についてです。歳出総額は148億608万838円で、前年度と比較して7,813万7,811円、0.53%の増となりました。しかしながら、保険給付費については、前年度と比較して2億6,640万5,964円の減となっています。主な要因として、被保険者の減少及びコロナウイルス感染症に伴う受診控え等が影響しているものと考えます。この結果、令和2年度の決算収支は、1億4,644万9,123円の余剰金が生じました。これは、国保運営に必要な財源として、適正な税の賦課及び収納率向上のための取組を行ったことが、歳入の確保につながったものであると考えます。平成30年度に始まった、県を国民健康保険の財政運営の責任主体とする体制は、4年目を迎えました。今後とも、国県の動

向に注視しながら、また、本市と致しましては、医療費の適正化に向けた取組を推進することにより、国民健康保険財政の健全な運営に努めてまいります。以上で、令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に関する議案の概要説明を終わります。詳細については、保険年金課長が説明しますので、審査のほど、よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（宮永幸一君）

決算に係る主要な施策の成果について、説明します。令和2年度決算に係る主要な施策の成果の143ページをお開きください。まず、国民健康保険税について説明します。現年課税分収納状況については、21億7,781万5,431円、収納率は0.8ポイント上昇し、95.76%となりました。滞納繰越分については、1億229万4,942円、収納率は3.42ポイント上昇し、35.13%となりました。収納率は、現年課税分、滞納繰越分ともに上昇しています。収入済額合計は、22億8,011万373円となりました。次に、144ページをお開きください。保険給付事業について説明します。まず、資格取得等に係る具体的措置の世帯数及び被保険者の推移として、年度平均では世帯数が1万6,509世帯、被保険者数が2万5,531人で、後期高齢者医療制度への移行などの理由により、前年度より354人、1.37ポイントの減となっています。次に、被保険者年齢構成では、年度平均で、65歳から74歳までの前期高齢者の割合が前年度より1.5ポイント上昇し、48.14%となりました。次に、保険者負担額である給付の状況として、成果の欄に記載してあるとおり、保険給付費が、対前年度比97.5%の104億664万4,397円となっています。これは、先ほど部長のほうからも説明があったように、被保険者の減少及び新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等が影響しているものと考えます。以上のことから、令和2年度の被保険者1人当たりの保険者負担額医療費は減少しています。次に、出産育児一時金の給付件数は74件、葬祭費の給付件数は172件で、出産育児一時金は前年度を下回り、葬祭費は前年度を上回っています。葬祭費は年度によりばらつきがありますが、出産育児一時金は減少傾向にあります。次に、145ページをご覧ください、国民健康保険事業費納付金につきましては、38億6,887万4,137円となっています。次に、保健事業について説明します。人間ドック助成につきましては、疾病の早期発見・早期治療を図り、自分の健康状態を認識してもらうために実施し、右表のとおり477人の方が受診され、助成総額は、1,283万4,000円となっています。次に、特定健康診査事業につきましては、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目を始良地区師会等に業務委託して実施しており、市内63か所の医療機関で、対象者1万8,242人のうち、8,582人が受診され、受診率は47.05%となりました。次に146ページをお開きください。特定保健指導事業につきましては、特定健診の結果に基づき、動機付け支援や積極的支援が必要な431人に対して、保健センター及び委託医療機関で、保健指導や栄養指導及び運動指導など、生活習慣の見直し等に係る支援を行い、受診率は55.97%となりました。なお、特定健康診査、特定保健指導の令和2年度の受診率等については、令和3年3月31日時点の数字でございます。法定報告に基づいた確定値は、11月に公表されますのでご了承ください。次に、診療報酬明細書の点検については、点検員5名で約43万8,000枚のレセプト点検を行い、過誤調整を行った枚数が3,927枚で、その調整金額は3,301万4,000円となっています。次に、医療費通知の送付については、2か月に1回通知しており、被保険者の減少に伴い、減少傾向にあります。次に、ジェネリック医薬品の差額通知の送付については、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に200円以上の差額が発生する方に対し、年3回通知し、ジェネリック医薬品の普及啓発に努めているところです。国の目標値は利用割合80%ですが、本市の令和2年度の利用割合は87.72%となっており、目標値を大きく上回っている状況です。次に、看護師による訪問指導については、レセプトから対象者を抽出し、重複頻回受診者、重複服薬者、柔道整復頻回受診者などの自宅を訪問し、合計133人に対して健康相談を行っています。次に147ページをご覧ください。高額療養資金貸付事業については、高額な医療費の支払いが困難な方に対して、高額療養費の支給見込額以内の貸付を行うもので1,492

万72円の貸付を行っています。以上で説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

昨年度の国民健康保険税については、前年度からの据え置きということで推移をしたわけですが、ただ、結果的に見てみますと143ページの成果の報告のところにありますように、1人当たりの保険税調定額で1,415円の減額ということになっていますよね。それで主な理由等について御説明いただけますか。調定額というのは当然見込額ということでありますので、冒頭報告があるように、調定の見込額が、前年度と比較して減額になるというのは、一つにはいわゆる被保険者、加入者が減ったということと所得区分が引き下げられるというようなこと等の理由があるというふうに思いますが、この後は直接関係ないというふうに思いますが、このところは保険税でありますので、その辺のところを確認しているところなんですけれど。

○委員長（木野田誠君）

どなたか答えられますか。はいそれでは、後ほど回答ください。【38ページに答弁あり】次に行きます。ほかに。

○委員（宮内 博君）

144ページの給付費の関係ですけれども、給付費そのものが私自身はコロナ禍の下で受診控え等があってもう少し減少するのかなというふうに思っていましたけれども、実際は前年度対比で97.5%ということで報告がされてるわけですね。だからそんなに大幅に減っているということではないのかなというふうに思いますが、その辺は、どういう分析があるんでしょうか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

霧島市の場合でいきますと2.5%の減ということでございます。これも最近、厚労省の発表のほうでは、全国でいきますと医療費総額は3.2%減少していると。全国では1.41兆円という額です。その要因としましては、やはり、新型コロナウイルスの感染症の関係で医療費減につながっていると。詳しく言いますと、医療機関での感染を警戒をしての受診控えとか、あと、感染対策として、マスク着用とか、手洗いうがいの励行が浸透して、そういうことで、通常、子供の医療費の多くを占めるインフルエンザなどの呼吸器系の疾患の流行がなくなったことが大きく影響したということであり、その全国の3.2%と比べると、霧島市の場合は、若干落ちますけれども、やはり、国保の被保険者の構成上、そういう高齢者の割合もございまして、そういった医療機関にかかる方々も多いということも、そこまで落ちなかったというふうに考えているところです。

○委員（新橋 実君）

今の人間ドックの助成についてもそうですけれども、前年度から100人ぐらい減っているわけです。これは、申込み時期が何月に何人とか、そういうふうに決まっていますか。それとも、いつの時期でもいいですよ。その辺の時期についてはどうなんですかね。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

人間ドックにつきましては、流れと致しましては、医療機関のほうに対象の方が申込みをするということになっておりまして、年間を通じて受診できるということになっております。

○委員（新橋 実君）

100人ぐらい減っているわけですから、だからコロナと重なって後期の方々がコロナがあるからということで受診されなかったかと思うんですけれども、この辺のことについてはどういうふうに把握されていますか。この人数の部分というのは、何月が何人ぐらいだとか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

月ごとの区分等は集計しておりませんが、人間ドックのほうは、1年の中で、それぞれ希望されるところを、被保険者の方が、それぞれの病院で受付をされるんですけども、人間ドックを受けず、逆に特定健診等を受けたりとか、そちらのケースもあったかと思えます。なので、こちらのほうが減った可能性もあります。

○委員（新橋 実君）

今回のこの100人ぐらい減った主な要因は先ほど言いましたように、新型コロナの影響ということで理解していいですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

その要因も含まれていると思います。

○委員（宮内 博君）

144ページの世帯数及び被保険者数の推移が示されているんですけども、世帯数は123戸増えているわけですね。前年度と比較して。被保険者数は6人減少しているということになっているわけですけども。これは先ほどのいわゆる調定額ですね。そことの関係が個々に出ているのかなというふうに思うんですけども、個々の場合は世帯割というのがあるわけで、実際、均等割では、ほぼ前年度と変わらなかったけれども、世帯割の分が100以上増えているということになると当然、その分が調定額に反映されるということになるわけですけども。その部分でそういう状況になったということもあるのかなと思いますけど、その辺見解どうですか。

○税務課長（浮邊文弘君）

先ほどの宮内議員の質問にも、お答えしたいんですが、調定額が、令和元年度から令和2年度は下がっているということで、まず調定額が下がる原因と致しましては、コロナ減免の額というものが大きかったこと。これが調定ですので、減免も反映していますので、まずコロナ減免が原因。それから、若干ですが法定減免のほうも増えております。あと要因としては、所得の減等も考えられるところがございます。それから、今の世帯数が増えているということは世帯割が若干増えてはいきますけれど、調定額は減っていますので、主な原因としては、先ほど言ったことと、あとは、所得のほう下がったのが原因じゃないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

あと特定健診の関係ですけども、令和元年度からすると目標値は55%から60%に引き上げられているわけですね。これが引き上げられた理由をお示しいただけませんか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

国のほうが目標値を一応60%に持っていらっしゃいましたので、それに準じて60%という形で設定をしております。

○委員（宮内 博君）

それこそコロナ禍の中で、密を避けるというようなことでありますとか、受診を控えるとかいうようなことがあって、結果的には、前年度実績の受診率よりも少しばかり下がっているのかなということになっているんですけども、ただ、目標値が引き上げられていますので、職員の方が何か特製のシャツを作って、特定健診を受けましょうというようなことで着ていらっしやったということは拝見いたしましたけど、そのほかにどういう取組があったんでしょうか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

ポロシャツ以外の取組と致しましては、令和元年度まで5月から8月までを特定健診の受診期間としておりましたものを、令和2年度から5月から10月末までに延長しております。申し訳ありません、もともと5月から10月だったものを、コロナの関係で――。ちょっとこの期間については申し訳ありません。ただ、9月末に特定健診をまだ受けていらっしやらない方に対してはがき

を送っております。そのほかの取組としては、受診率の向上のために、令和元年度から鹿児島興業信用組合のほうと、受診した方については預金について利率を0.1%アップする覚書を交わし、受診券発送時にチラシ等を同封しております。また、第一生命に促進についてのチラシを保険の勧誘で各自宅を回られるときに、配付してもらうような包括的な協定を結んでおります。

○委員（宮内 博君）

わざわざ米印の表記があって、これ確定値ではないということを書いてあるんですけども、11月段階でないと確定値ということで報告はできないというふうにされていますけれど、少なくとも前年度実績を下回るようなことにはなっていないなさそうな現段階での集計になっているのでしょうか。実際に、3月31日時点の集計だというふうに書いてありますから。中間推集計がされていれば確定値は11月ということですので、もう少し時間があるんですけど。その辺を報告できる資料があるんですか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

この8,582人という数字については、3月31日までに受診した方の数字になっております。法定報告、11月に報告する際は、1年間を通して国保資格があった方についての人数になりますので、この人数より少なくなるというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

ちょっと分かりにくかったですけれど。3月31日時点の値であって、確定は11月だと。こういうふうに書いてありますよね。それで、私増えるのかなと思ったら、今の答弁では減ると。もう少し説明をいいですか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

今の説明をもう一回繰り返します。3月31日現在の数字が8,582人です。これは1年間に国保資格者が特定健診を受けた人数です。ただ、国に11月に報告する場合につきましては、昨年4月1日から3月31日まで1年間を通して、国保資格があった方について、法定報告ということになりますので、今ここにありますが8,582人というのは延べ人数でありまして、資格が1年間あった方になると、この数字より少なくなったということになります。

○委員（新橋 実君）

146ページ、レセプト点検についてお伺いしますが、レセプトは全ての診療明細書について点検をされるという理解でいいですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

昨年も過誤調整枚数があって今回また1人増えているわけですよ。なぜこのような過誤枚数が出るのか。その辺はどういうふうに考えていますか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

過誤枚数につきましては、医療機関から国保連を通してレセプトが市のほうに来ます。その中身をレセプト点検員がチェックしますので、医療機関において、この部分について間違っただけの件数になっております。

○委員（新橋 実君）

だからなぜ間違えるのかということをお伺いしているんですけど。

○保険年金課長（宮永幸一君）

ずばり言いますと、医療機関のほうで評点の計算ミスはどうしてもやっちゃって、その分を、こちらのほうで点検をした分について、簡単に言うと、これだけ間違いがあるということになります。

す。

○委員（新橋 実君）

毎年毎年結構な3,000万円を超えるような間違いがあるわけですが、これは、1病院に集中しているのか、それとも、どういうふうな形で、なぜこれだけの違いがあるのかですねその辺について把握はされていますか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

どこの医療機関の間違いが多いのかという部分については、医療機関ごとに把握はしておりません。ただ、国のほうも、レセプトについては、一定の共通ルールというのを各医療機関等に出していますので、年々このレセプトの間違い件数というのは減ってくる方向にあるというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

だけど件数が増えていますよね。だから、ちょっとそこがおかしいわけですが、これについては病院にも、もちろんこれ間違いですよというあれは行くわけですよね。そこについて病院側は何か罰則とかそういうのはないんですか。どうなんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

罰則の分については聞いておりませんので、特にないと思言いますが、その医療機関のほうの計算につきましても、実際、ずっと従事されてる方が長期いらっしゃれば、その辺の精度も上がってきて、若干変わってくるかもしれませんが、その医療機関のほうの勤務される方々が変わってくると業務がリセットされて、また新たにそういう業務についていかないといけなくなりますと、うちのレセプト点検員の方々も評価点等は分厚い冊子を見ながら、細かい部分についてチェックをしますので、やはり、そこは漏れとか間違いとか出てくるのではないかと考えます。

○委員（新橋 実君）

例えば、この3,927枚、さっきのは3,130万ですけど、この1枚で1番大きな過誤があった金額を把握されていますか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

申し訳ありません。それについて把握いたしておりません。

○委員（新橋 実君）

やはり、市のほうもお金を払うわけですから、しっかりその辺も間違いは間違いではないわけですが、しょうがないっていうとあれですけど、医療機関に対しても、こういう間違いがあると。これだけの間違いがあるんですよというようなこともしっかりと正していくのが筋じゃないですか、部長どうですか。

○保健福祉部長（林 康治君）

確かに件数も金額も大きいものでございます。やはり、この件については、それぞれ医療機関に対して、更に念を入れて、医師会のほうにも機会があるときに、このような現状があるということで、きちんとしたものを出していただくようお願いしたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

レセプト点検専門員を5人も雇ってらっしゃるわけですか。これも市のほうで雇っていらっしゃるわけでしょう。それについても費用が掛かるわけですから。それがなくなることによってお金も要らなくなるわけですから、部長、その辺はしっかりと対応してもらうようによろしくお願いいたします。

○保健福祉部長（林 康治君）

確かに、市のほうも5名ということで費用が掛かっておりますので、個々の医療機関が、そこを



しっかりとしていただければ、市としての負担も減ることになりますので、まだその辺は医療機関のほうにもお願いしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

同じくレセプト点検ですけど、従来5人体制でずっとやっているようで、そういう報告がなされているようでもありますけれども、平成30年からの比較で見ますと、この3年間で46万枚というのが大体続いてきたんですけど、令和2年度は43万枚ということで3万枚ほど少なくなっているんですが、ただ、過誤調整の枚数そのものは令和元年度と比較して797件増えているということになってるわけですね。ですから、点検枚数の中に占める率的には上がってるということになっているんですけども、金額的には1件当たりの1枚当たりの金額は、前年度1万5,786円だったのが、令和2年度8,407円と半分近く、1枚当たりの過誤納金の金額は減っていると。逆に言えば、細かいところまで点検ができるような体制ができたんじゃないのかなって思うんですけど、これは何らかの取組の変化があったのかどうか、その辺が分かればお示してください。

○保険年金課長（宮永幸一君）

レセプト点検員さんは、そのレセプト点検用の研修会を行っておりますので、そういうものに参加をしていることで、その成果が出てくるんじゃないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

その5人の体制というのは、ここ数年間、同じ人物がずっと担当しているんですか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

5人体制については、ここ数年変わっておりません。ただし、会計年度任用職員のメンバーにつきましては、何年度に人が変わったというものについては把握するものは持っておりませんが、人としては変わっている状況があります。

○委員（宮内 博君）

何らかの変化があったんだろうと思うんですけどね。スキルの高い人が加わったりとか、そういうことで、結果的に見ると、そういうことは現れているわけですので、先ほど、人件費も掛かるという話がありましたけれども、これは人件費以上に取戻すことができる成果を生んでいるわけですので、そここのところのスキルアップも含めて、更にチェック体制が確立するように取組を進めていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第85号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時10分」

「再 開 午後 2時12分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第86号、令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第86号、令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての概要につきまして、御説明申し上げます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までで一定の障がいがあり加入認定を受けた方を被保険者とした制度です。制度の運営は、県内の全市町村で構成する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の決定、医療の給付などを行います。市町

村では主に、被保険者証の交付等に係る事務、高額療養費など医療給付を行うための手続きに係る事務、保険料の徴収に係る事務などを行っております。また、被保険者の生活習慣病の早期発見を目的とした長寿健診や人間ドックの受診助成、生活習慣病等の重症化予防や適正受診のための訪問指導などの保健事業を行うことにより、当該医療制度の適正な運営に努めているところであります。令和2年度の後期高齢者医療特別会計の決算額といたしましては、歳入総額15億4,456万7,663円、歳出総額15億3,782万3,025円で、実質収支は674万4,638円の黒字となっております。以上、後期高齢者医療特別会計決算の概要を説明いたしましたが、詳細につきましては保険年金課長が説明をいたしますので、審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○保険年金課長（宮永幸一君）

霧島市後期高齢者医療特別会計につきまして、御説明申し上げます。まず、主要な施策を決算に係る主要な施策の成果により、説明いたします。148ページをご覧ください。被保険者証の交付等に係る事務につきましては、令和2年4月1日現在の被保険者数は、1万7,113人となっております。前年度と比較すると25人の増となっております。保険証の交付につきましては、年次更新1万7,077人、年齢到達者854人で、いずれも特定記録で送付しています。次に、医療給付を行うための事務につきましては、減額認定証や特定疾病受療証の交付、療養費や高額療養費等の申請受け付け等により、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金の適正化を図っています。次に、保険料の賦課・徴収に係る事務につきましては、被保険者の所得情報等を基に、鹿児島県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料について決定通知書等を送付しています。徴収状況につきましては、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせて9億8,438万5,768円の収入済額となっており、徴収率は99.65%となっております。次に、149ページを御覧ください。長寿健診事業につきましては、生活習慣病などの早期発見、重症化予防のため、6,195人が受診され、受診率は36.20%となっております。次に、訪問指導事業の訪問指導につきましては、医療機関の適正受診や生活習慣の重症化予防のため、740人に対し826回の訪問を実施し、健康保持増進と適正受診についての指導を行いました。同じく訪問指導事業の通いの場等への関与につきましては、健康意識の向上のため、33か所で893人の方に健康教育・健康相談を行いました。また、一日人間ドック受診助成につきましては、疾病の早期発見のため、143人の方々に費用の一部助成を行いました。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

主要な施策の成果148ページ、真ん中部分の制度活用のところでお伺いいたしますけれども、ここにありますように、3割負担が導入をされているわけでありますが、ここに明記をされている世帯と人数はどういうふうになっているかお分かりであれば、説明をお願いします。

○後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

確認ですけれど、基準額収入のところよろしいでしょうか。こちらの方については、所得の情報等を基に、一旦は一応3割負担だという判定をしたところなんですけれども、課税状況を調べまして、こちらのほうで1割に下がる方だという確認をとって御案内を差し上げて申請をいただいた方になります。57人いらっしゃるんですけれども、世帯としては45世帯になるということです。夫婦とかいらっしゃるんですので、57人の45世帯になっております。

○委員（宮内 博君）

2020年度の特徴の一つに、法定減免の割合が変更になったということがあります。それでその影響額について、2020年度の当初予算での議論の中で、8割減免の軽減措置がされていた方が7割の軽減措置に変更されることによって、1人5,500円の負担増で、影響額は2,440万円という答弁がさ

れているんですね。さらに、8.5割軽減の方が7.75割軽減になったことで、1人4,100円負担が増えて影響額は2,281万円だと。こういう報告になっているんですけど、結果的にこれがどういうふうになったのかということと、同時に7.75割軽減、7割軽減、5割軽減、2割軽減、それらの人数等について御報告をください。

○後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

法定減免なんですけれども、まず7割軽減の方が1万339人です。5割軽減の方が2,035人です。2割軽減の方が1,499人です。あと、被扶養者であった方については5割減免がありますので、その方が21名いらっしゃいます。合計で1万3,894名です。影響額については昨年度と比べましてという答えでよろしいでしょうか。1,000万6,046円です。

○委員（宮内 博君）

大分、数字的に乖離があるんですけど、当初の議論の中では影響額について、軽減措置が見直されて負担が増えるということで、4,700万円ぐらいの影響額があるというふうに報告をされたんですけど、今の答弁で1,000万円余りということですが、これはどういうふうに乖離が生まれてるのか説明してもらえませんか。

○後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

先ほどの報告で私の解釈が間違っていたのかもしれませんが、先ほど言った約1,000万円は市町村負担でございました。ですので、県の負担金等と市の負担金を合わせまして4,000万円軽減がなされてるということになります。負担割合は市が4分の1で、県が4分の3なので、そのような数字になります。

○委員（宮内 博君）

先ほど法定減免を受けている人数が1万3,894人ということでありました。それで、被保険者数が1万7,113人ということになりますので、これで軽減措置を受けている率が出てくるんですけど、大体七十数%だと思うんですけど。81%ですね。81%の方が軽減措置を受けているということになるんですが、ただ、成果表の148ページの1番下の段にありますように、実際、令和2年度は、後期高齢者医療保険制度は2年に1回、見直しが行われるわけですけど、均等割額で5万5,100円ということですが、前年度は5万500円だったわけですよ。それで所得割率でも引上げになって、課税限度額も引上げになってるということになっているんですけども、結果的に674万5000円の黒字だったという報告であります。このことによって実際に減免を受けない世帯の2割の分は全額負担増と。当然、法定減免を受けている分についてはその分増えるわけですけども、この率が8割を超えているということになっているんですけども、当然、これは国の制度に関わるのが大きくて、霧島市独自でできることというのはかなり限界があるんですけども、その辺の高齢者の実態というのを、こういう状況から見て、どのように捉えていらっしゃるのか見解をお聴きしておきたいと思います。

○保険年金課長（宮永幸一君）

先ほど、国保の特別会計のほうでもお話をしましたけれども、やはり霧島市の場合は、そういう高齢者の構成が多いのではないかとということと、また、今後、団塊の世代が移行していくことになると、それ以上、率も上がってくるのじゃないかという危惧はしてるところでございます。

○委員（池田綱雄君）

私も、後期高齢者の一人でございます。大変お世話になっております。そこで、保険年金課長の説明の中で、下から10行目辺りに、長寿健診事業についてとありますよね。受診者が6,195人。受診率が36.2%と非常に低いと思うんですよね。せっかく、丁寧に連絡をされるわけですが、もっと受診率を上げるそういう対策は取っているのかどうか、お尋ねいたします。

○後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

受診率向上につきましては、委託相手である始良地区医師会に依頼して、まだ受診されていない人にお声掛けを頂いたりしております。あとは、通いの場において参加された方に対して、受診されていないようであれば、受診勧奨をそこに行っている看護師などにしていただいているところです。

○保険年金課長（宮永幸一君）

今、若干説明ございました。令和2年度から保健事業と介護事業の一体的な実施に係る取組ということで、保健福祉部内の関係部署と連携を取って、先ほど申し上げたような通いの場に参加されている被保険者の方々に受診勧奨を行ったり、あとホームページに掲載とか広報誌への掲載等も行っているところです。受診率なんですけれども、県内の19市の中で捉えますと、令和2年度は順番的には上から3番目の受診率でございます。令和元年度は6番ぐらいでしたので、順位的には若干上がっているところでございますが、先ほど申し上げましたように一体的事業ということで、この保健福祉部内で健康づくりとか、そういう健診事業とか、そういう部分とうまく連携を取りながら、総合的に高齢者の健康づくり対策というのを進めていくことになっております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第86号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時32分」

「再開 午後 2時48分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第87号、令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第87号、令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてその概要を説明いたします。令和2年度の介護保険事業の運営につきましては、平成30年度から令和2年度までを期間とする第7期介護保険事業計画の最終年度でございましたが、市民の皆様にご理解いただけるよう啓発に努めるとともに、安定的な運営を行ってまいりました。安定的な運営を行うための財源である第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険事業計画で決められた段階別保険料に基づき賦課を行い、財源の確保に努めました。また第1段階から第3段階の低所得者の方に対しては、保険料の負担を引き続き軽減を行い、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への支援策として、保険料の減免を行いました。要介護認定につきましては、申請から認定までの間、認定調査については公平性と公正性を確保するため、看護師等の資格を有する者を介護認定調査員として雇用し、要介護認定を遅滞なく適正に行うことを努めてまいりました。地域密着型介護サービス事業者等の指定・指導・監査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で実地指導は行えませんでした。集団指導については、市内全事業所を対象にオンラインにて実施いたしました。地域支援事業につきましては、平成29年度から開始しました介護予防・日常生活支援総合事業において、一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業を充実させ介護予防の取組の推進を図りました。包括的支援事業は、主な事業である地域包括支援センター運営事業を社会福祉協議会へ委託し総合相談、ケアマネージャーへの支援を進めてまいりました。保健福祉事業につきましては、高齢者の安否確認等を目的とした地域生活配食事業などの取組を行いました。令和2年度介護

保険特別会計の決算額といたしましては、収入済額は114億9,512万2,789円で、支出済額は110億6,778万9,000円となり、収入済額から支出済額を差引いた形式収支は、4億2,733万3,798円となりました。歳出では、歳出総額の90.7%を占める介護保険サービスの利用に係る保険給付費の決算額が、100億3,560万9,699円で対前年度1.48%の伸びとなりました。介護保険給付等の介護保険事業に要する費用に充当することを目的とした介護給付費準備基金につきましては、令和2年度は1億9,000万円を取り崩し、令和元年度の決算剰余金及び利子を2億4,662万7,723円積立てた結果、出納閉鎖の5月末現在の介護給付費準備基金の積立金残高は、6億7,725万7,261円となっています。以上で、令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に関する議案の概要の説明を終わります。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

それでは、決算に係る主要な施策の成果について、説明いたします。150ページをお開きください。まず、令和2年度介護保険料の徴収実績について、65歳以上である第1号被保険者で、年金からの天引きによる特別徴収の収入済額は18億9,660万8,988円で、徴収率は100.14%、納付書及び口座振替で納める普通徴収の収入済額は1億8,650万4,857円で、徴収率は95.61%となっており、合計の現年度分の徴収率は、99.72%となりました。なお、徴収率には、いずれも還付未済額を含んだ数値となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の減免措置を実施し、その総額は394万5,655円となっています。次に、要介護認定について、令和3年3月末現在の第1号被保険者は3万4,496人であり、うち要介護(要支援)認定を受けている方は、6,379人で、要介護認定者数は、前年度比33人の増となっています。また、年間の要介護認定申請件数は6,499件で前年度比236件の増となっています。151ページをご覧ください。保険給付について、令和3年3月末現在の介護サービス実受給者数は、5,921人であり、その内訳として、居宅介護サービスの利用者は3,897人、地域密着型サービスの利用者は、1,150人の計5,047人となっており、施設サービスの利用者は、874人となっています。また、介護給付費及び介護予防給付費の給付総額は、100億3,560万9,699円となっています。152ページをご覧ください。市が指定する地域密着型サービス事業所の指定、指導の実績は、事業所指定については、令和2年度において、新規で指定した事業所が、6件、休止を行った事業所が4件、廃止した事業所が4件となっています。事業所指導については、実施指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送り、市内の地域密着型サービス事業所を対象とした集団指導については、例年通り1回の開催であります。オンラインで開催し、介護サービス提供の質の向上等に努めてまいりました。地域支援事業については、介護予防・生活支援サービス事業では、第1号訪問事業の訪問介護相当サービスの利用件数が、3,581件で事業費は、5,214万9,351円、訪問型サービスAの利用件数は、延780件で事業費は、558万円となっています。第1号通所事業では、通所介護相当サービスの利用件数が6,806件で、事業費は1億4,508万548円、通所型サービスCは開催数81回で延284名の参加、事業費は438万1,229円となっています。介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・日常生活総合事業対象者のケアプラン作成件数5,914件で事業費は2,516万6,540円となっています。一般介護予防事業については、介護予防把握事業として、186名の地域見守り支援員の見守り活動や介護予防普及啓発事業、介護保険ボランティアポイント事業、地域のひろば推進事業等を実施しました。153ページをご覧ください。包括的支援事業は、地域包括支援センターへ委託にて実施しています。総合相談事業については、相談件数の実績は2,671件で前年度比258件増、権利擁護事業については相談件数が103件で前年度比3件の減となっています。ほか、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を実施しました。任意事業については、地域の実情に応じて市独自で提供するサービ

スで、本市においては介護給付等費用適正化事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者住宅安心確保事業、家庭内事故等対応体制整備事業、認知症サポーター等養成事業を実施しました。保健福祉事業については、家族介護用品支給事業、地域生活配食事業、認知症高齢者早期発見促進事業を実施し、地域生活配食事業については、令和3年3月末の実利用者は262人で延べ11万208回、一人暮らしの高齢者等の声かけや見守り、栄養改善等を目的に配食を実施しました。以上で、令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

実質収支のところでありませけれども、実質収支4億2,733万4,000円ということで、かなりの金額にのぼっているわけです。それで、口述では5月末の基金残高6億7,725万7,261円になるんだということではありますが、それから推しはかりますと約5,000万円、5月までの間に基金が増えるということに計算上はなるんですけれど、その4億2,000万円も黒字を出して、実際にその基金に積み立てる金額は、ここにあります金額よりも5,000万円ほどしか増えないという処理の仕方をしている理由をお示しいただけませんか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

決算書の実質収支額は、委員がおっしゃったとおり4億2,733万4,000円であります。基金の令和2年度の決算剰余分として基金を積み立てる額が9月補正のほうにも計上しているところでありませけれども、3億988万2,206円となっております。この差額については、実質収支について国庫補助とか、精算が決算上では補助額が多く入ってる分とか、そういったものもありますので、それを除いた額が実際の剰余ということで基金に積み立てることとしております。

○委員（宮内 博君）

この金額から大体その推計値は出るわけですね。当然、国からの助成額とか、そういうのははっきりしているわけですから。そうしますと純粋に、この中から基金に積み立てることができる金額というのは、結果的に幾らになるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

純粋に基金に積み立てる額は、先ほど申し上げました3億988万2,206円となります。

○委員（宮内 博君）

3億円を超える金額を上乗せができるということになりますと、総計で幾らになるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

3億988万2,206円を積立てますと、合計で令和4年5月末の残高見込みですけれども、令和3年度中で、予算に1億円取り崩しを計上していますので、それを加味して、残高としましては8億8,713万9,467円を現時点で見込んでおります。

○委員（宮内 博君）

かなりの金額を積み立てることになるということですね。まだ、第8期事業が今年から始まったばかりでありますので、そういう金額を積み立てるといことは、どこかの段階で被保険者に返していくというような形をとらないといけないことも生じるのではないかと思います。一つには口述の中にありますように、前年度の保険給付費の伸びが1.48%の伸び率であったということで紹介をされているんですけれど、2020年度というのは第7期事業の最終年度になりますよね。この間、いわゆる給付費の伸びというのはどんな形で推移をしてきてるんですか。特に3年間は総括ができると思いますので、2018年度から2020年どの給付費はどういう形で伸びていますか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

給付費の実績の第7期計画期間中の伸びを申し上げます。2018年度は、第6期からの比較なんですけれども、伸び率が0.15%でした。2019年度は0.63%、2020年度は1.48%となっております。

○委員（宮内 博君）

予測値では約8%だったのではないかというふうに思いますけれども、そこで非常に大きな乖離が生まれているということですよ。当然、3年のくくりがありますので、3年ごとに見直しをするというふうにするわけですが、第8期事業についても保険料負担は上がっているということになってるわけですが、私に言わせれば、これだけ潤沢な財源を持ちながら、さらに値上げをして進めなければいけないのかということが問われる決算の結果になっているんじゃないのかなというふうに思いますけれども、今、紹介がありましたように、2018年度から2019年度では1%にも到達しない年度が3年のうち2年あるというようなことですよ。ですから、非常に大きなこの制度の変更がない限り、そんなに急激に五、六倍も増えるというようなことというのは考えにくいかなと思いますけれど、予算をつくるに当たって、そして決算を受けるに当たって、そういうことはどういうふうに総括をされているんでしょう。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

計画と実績の伸び率の差もかなり乖離があったという委員の御指摘のとおりなんですけれども、要因としましては、その保険料を算定するに当たって、給付費の見込みを、サービス量を見込むんですけれども、その算定に当たって、要介護認定者の認定者数の差も実際開きがありました。法改正につきましては、それなりの伸び率を勘案して給付費に反映するんですけれども、結果的に伸び率に差があったということで、給付費の不用が出たということではありますけれども、そこを第8期計画において、令和2年度の実績をベースに、第8期の給付費の見込みは算定しておりますので、そこを第7期の教訓ということで考えて計画は立てたところであります。

○委員（宮内 博君）

主要な施策の成果151ページの介護度別居宅介護、施設サービスの受給者数を見ても、そんなに大きく人数が増えてるというような状況は、この3年間を見ても、見られないということが数字的にもはっきり示されているわけですよ。それで、こここの給付費というのは非常に大きく当然なってくるわけですが、そういう中で、第7期の事業からは、特にその要支援1、2の方たちがこれまで利用していた訪問介護と通所介護を保険給付費から外すというようなことの改正がなされて、そういう面ではより介護保険にとっては予算的には、国家の支出が地域支援事業に移るわけですので軽くなってくると。そういうことも当然反映されたと思いますけれども、それでもこういう結果になってきているというようなことでもあります。今回、今年第8期事業の初年度ということであと2年間ですね、現行で保険料率も継続をされるということになるわけですが、それは、今後に生かしていかなきゃいけないというふうに思いますので、先ほど担当者からはコメントありましたが、部長のほうからもぜひコメントを頂きたい。

○保健福祉部長（林 康治君）

今回の第8期の計画につきましては、年度途中までの実績を踏まえた形での計画がなされているかと思えます。結果的に今回、このような剰余金も発生しているわけですが、今後は、やはり1号被保険者が右肩上がりに増えているような状況もありますし、今後、2025年、団塊の世代が75歳に到達するというようなことも見据えて、基金の積立で、ある程度必要な基金というのは持つておかなければならないと考えております。そのようなことを踏まえまして、まだ第8期がスタートしたばかりですが、今後、適切な事業運営に努めていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

確かに2025年度の問題というのはあるんですけれども、それをすぎれば右肩下がりに減っていくと。

ピーク時が2025年度ということになるわけですね。それで、お尋ねしたいのは、いわゆる居宅介護の人数ですけれど、数字的にはここに示されておりますが、パーセント的には――。部長のほうから高齢者が増えるということでありますので、パーセント的にはどれほど増えていますか。高齢者の占める人数と居宅介護を受けている人数は何%ぐらいずつ増えているんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

居宅サービスの伸び率については今、手元に数字がございませんので、後もってお答えさせていただきたい思います。【本ページに答弁あり】

○委員（仮屋国治君）

先ほど勇み足をしました地域生活配食事業ですが、先ほど口述で262人、11万208回分ということでありましたけれども、具体的には社会福祉協議会と宅配クックの部分に分かれているわけですが、どういう内容で実施されてるのか御説明をお願いいたします。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

これまで地域生活配食事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしておりましたけれども、配食を提供される職員の方の高齢化ということもございまして、ローテーションといいますか、その辺りが厳しくなってきたということもありまして、一部、民間への委託ができないだろうかということで、令和2年度から日曜日の国分地区の方について、宅配クック123のほうにお願いするという方向で実施してるところでございまして。

○委員（仮屋国治君）

ということは、食事の単価とかというのは、両方とも共通ということによろしいですね。それと、昼夜配食とか週に何回配食とか、その辺を確認させてもらえませんか。

○長寿・障害福祉課長寿福祉グループ長（木原浩二君）

配食の単価につきましては、個人負担につきましては250円、400円、550円というふうになっております。委託料につきましては、社会福祉協議会のほうが1食当たり560円、宅配クック123が550円。この10円の差につきましては、社会福祉協議会のほうで収入事務等を行っている関係で事務費として10円がプラスされているところでございまして。昼、夜の配食の数につきましては、手元に資料がありませんので後もって御報告いたします。

○委員（仮屋国治君）

昼夜別じゃなくて、週に何回ぐらい配食をしてるのかだけ確認できればいいです。

○長寿・障害福祉課長寿福祉グループサブリーダー（下津曲聡子君）

週何回かは、利用者によっては毎日利用される方もいらっしゃるれば、家族支援がある方については週3回程度の方もいらっしゃいますし、その方に合わせた配食を行っております。

○委員（仮屋国治君）

了解しました。栄養状態の改善が図られたかは分かりませんが、安全確認をしてもらうわけですが、その辺の報告体制といいますか、確認体制というのはどのようになっているんですか。

○長寿・障害福祉課長寿福祉グループサブリーダー（下津曲聡子君）

配食は原則、声を掛けて渡すようにしておりますが、反応がなかった方については、社会福祉協議会のほうで包括支援センターと連携をして確認などをしまして、それからもっと問題のある方については、私どもとか警察のほうに連絡があるということもございまして。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

先ほど宮内委員の御質問の件ですけど、居宅サービスの利用者数ということで、昨年度の伸びに関して、主要な施策の成果151ページのほうに、介護予防サービス及び地域密着型サービス受給者数



の欄で、居宅等の令和2年度の人数が3,897名となっています。令和元年度が3,774名であり、123名の増となっておりますので、伸び率としましては3.15%伸びているという結果になっています。

○委員（宮内 博君）

私が聴いたのは、2025年度をピークに65歳以上の高齢者が増え続けるということもあるので基金が必要だという答弁があったわけですね。それで、65歳以上の霧島市民の人数と、実際に、このサービスを受けている人数のパーセントはどういうふうになってますかというふうに聴いているわけですね。もちろん今、答弁があったのは、前年度と比較してサービスを受けている人数だけ答弁があったんですけど、それは高齢者全体に占める比率ではないわけですね。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

その数字については、また後もって御報告します。【9月27日2ページに答弁あり】

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第87号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時25分」

「再開 午後 3時28分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第94号、令和2年度霧島市病院事業会計決算認定について及び、議案第95号、令和2年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についてを一括して審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第94号、令和2年度霧島市病院事業会計決算認定について御説明を申し上げます。まずはじめに、霧島市病院事業では、発足当初の平成12年度から地方公営企業として病院を経営しており、事業運営に必要な経費のほとんどを病院事業の収入でまかなう独立採算制をとっております。また、当初より公設民営型の経営形態で、平成18年度より、指定管理者制度により病院の管理運営を始良地区医師会に委託しております。現在の委託期間は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間となっております。令和2年度の病院事業につきましては、霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画に基づく病院建替の基本設計業務が令和3年3月末に完了しました。現在は実施設計を行うため建設工事に係る施工予定者選定プロポーザルの準備を進めております。また、令和2年度の年間入院患者延数は7万6,777人、年間外来患者延数は6万2,989人で、新型コロナウイルス感染症の蔓延による受診控え等により、前年度と比較して、入院患者が6,997人の減、外来患者が2,771人の減となりました。病院事業の収益は約61億3,400万円、費用は約60億9,100万円で、純利益は約4,300万円となっております。このほか、設備投資につきましては、PCR検査機器や人工呼吸器等の感染症対策に要する医療機器の購入を行いました。以上で、概要の説明を終わりますが、詳細につきましては健康増進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○健康増進課長（小松弘明君）

令和2年度 霧島市病院事業会計決算について御説明いたします。お手元の資料の令和2年度霧島市病院事業会計決算書の1ページをお開きください。1ページから4ページまでが病院事業会計決算報告書になります。金額は税込表示になります。まず、収益的収入の第1款、病院事業収益は、予算額62億2,257万8,000円に対し、決算額61億4,550万7,846円で収入率98.8%となっております。予算額に比べ7,707万154円の減となりました。次に収益的支出の第1款、病院事業費用は、予算額61億

8,496万5,000円に対し、決算額61億194万6,530円で執行率98.7%、不用額は8,301万8,470円になりました。次のページをお開きください。資本的収入及び支出になります。資本的収入ですが、決算額1億694万3,582円となりました。主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応に要する地方創生臨時交付金や指定医療機関施設設備整備事業補助金等の収入がありました。なお、地方創生臨時交付金につきましては、一般会計からの負担金として、補正予算で対応しています。次に資本的支出ですが、予算額5億5,437万7,000円に対し、決算額5億2,633万6,212円で、不用額は2,804万788円になりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億1,939万2,630円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,007万6,350円、当年度分損益勘定留保資金2億860万3,623円、建設改良積立金取り崩し1億円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額71万2,657円をもって補てんいたしました。次に、5ページの損益計算書をご覧ください。損益計算書は1年間の病院事業の経営成績を明らかにするために、令和2年度中に得たすべての収益とそれに対応する費用を記載したものです。医業収益の合計は55億8,456万2,985円で、入院収益40億7,686万6,949円、外来収益は14億2,851万8,665円となりました。医業費用の合計は57億9,895万5,542円で、医業収益から医業費用を差し引いた医業損失が2億1,439万2,557円になりました。次に、医業外収益は5億4,741万442円で、医業外費用は2億7,016万692円となりました。この医業外収益から医業外費用を差し引いた医業外利益は2億7,724万9,750円になり、医業損失と医業外利益を合わせた経常利益は6,285万7,193円になりました。次の特別利益は191万5,552円、診療報酬請求の過誤等による特別損失は2,192万4,086円計上しています。以上により、令和2年度の純利益は4,284万8,659円となっています。このほか、前年度からの繰越利益剰余金が1億4,729万333円、その他未処分分利益剰余金変動額が1億円、これらに純利益を加えた当年度未処分分利益剰余金は2億9,013万8,992円となっています。次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。これは剰余金が年度中にどのように変動したかを表しています。剰余金には、資本剰余金と利益剰余金があり、資本剰余金は、資本取引から生じるもので、利益剰余金は、損益計算書上の利益の額によって得られるものとなります。計算書の一番上の段に、前年度末の残高を記載しています。次の前年度処分額が、昨年度の議会の議決により処分を行なった額になります。内訳は、企業債償還の財源に充てるための減債積立金が1,000万円、医療機器の購入や施設整備に充てるための建設改良積立金が5,000万円となっています。この結果、繰越利益剰余金は1億4,729万333円となっています。計算書の中段からは令和2年度の変動額になります。令和2年度は純利益が4,284万8,659円となっており、前年度の繰越利益剰余金を合わせた未処分分利益剰余金の額は2億9,013万8,992円となっています。次に、7ページ、8ページの貸借対照表をお開きください。貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものになります。資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、負債・資本は、資産がどのようにして得られたかを示しています。まず、7ページの資産の部の1.固定資産ですが、有形固定資産の合計額は41億7,268万7,791円となりました。内訳については、決算書21～22ページの固定資産明細書に掲載しています。次に、2.流動資産ですが、合計額は31億5,278万4,110円で、うち現金預金は19億6,696万5,542円となっています。また、未収金は11億8,629万2,568円で、貸倒引当金を57万4,000円計上しています。この未収金の内訳につきましては、決算書16ページの未収金明細書に掲載しています。以上により、資産の合計は73億2,547万1,901円となっています。次に、8ページの負債の部を御覧ください。まず、3.固定負債ですが、建設改良費の財源に充てるために起こした、1年以降に償還期限が到来する企業債が8億1,882万8,798円となっています。次に、4.流動負債は、令和3年度中に償還期限が到来する企業債が1億3,527万5,770円、未払金が6億1,575万8,077円、引当金の義務化に伴う賞与等引当金が213万5,000円、預り金が426万4,418円、その他流動負債10万円で、流動負債の合計額は7億5,753万3,265

円となっています。次に、5. 繰延収益ですが、繰延収益は、減価償却を行なうべき固定資産の取得に際し、補助金等の交付を受けた場合、その交付された金額を長期前受金勘定により整理したのになります。この補助金等により取得した固定資産の減価償却や除却を行なう際に、その償却見合い分を順次収益化したものが、損益計算書に長期前受金戻入として計上されることとなります。令和2年度は、長期前受金が10億976万3,917円、長期前受金の収益化累計額が5億104万4,143円となり、繰延収益の合計は5億871万9,774円となっています。なお、損益計算書の長期前受金戻入の額は、2,211万5,736円となりました。以上により、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債の合計は、20億8,508万1,837円となっています。次に、資本の部の6. 資本金を御覧ください。令和2年度は、資本金への組み入れがなかったため、昨年度から変化はなく、17億8,393万2,652円となっています。次に、7. 剰余金は、資本剰余金が9億2,131万8,420円、利益剰余金は、減債積立金が10億円、建設改良積立金が12億4,500万円、当年度未処分利益剰余金が2億9,013万8,992円で、合計25億3,513万8,992円で、剰余金の合計は34億5,645万7,412円となりました。以上により、資本金と剰余金の合計額は52億4,039万64円となり、負債と資本の合計は73億2,547万1,901円となりました。この額は、7ページの資産合計と一致しております。9ページの注記表を御覧ください。この注記表は、重要な会計方針に係る事項や貸借対照表に関することなどを記載したのになりますので、御確認をお願いします。以上、ここまでが決算書の決算書類に関する説明となります。引き続き、決算附属書類について御説明いたします。10ページから16ページは、病院事業会計報告書になります。主なものを、説明させていただきます。10～11ページは、病院事業の概況を記載しています。10ページの(1)総括事項は、これまでの説明と同じ内容ですので、後程御確認ください。次に11ページの(4)職員に関する事項をご覧ください。令和2年度から、施設整備に関する業務に対応するため、資本勘定職員が1名増となりました。12ページを御覧ください。病院事業の業務内容を記載しています。②入院につきましては、年間の入院患者延数は7万6,777人、1日平均210人となりました。入院患者数は、前年度と比べ6,997人の減となりました。収益は、1億963万3,343円の減になっています。次に③外来につきましては、年間の外来患者延数は6万2,989人、1日平均259人となりました。患者数は、前年度と比べ2,771人の減となり、収益は1億5,578万5,764円の増となりました。次の13ページを御覧ください。税抜きの実業収入及び事業費用の内訳になります。昨年度と比べまして、事業収入は3億2,979万6,992円の増、事業費用は3億7,421万435円の増となりました。事業収入につきましては、医業外収益の補助金が2億9,512万2,000円の増となりました。事業費用につきましては、医業費用の経費が3億3,825万6,282円の増加となっており、主な理由といたしまして、交付金が増加したことによります。この交付金は、医療センター職員の人件費相当分に当たるものですが、令和2年度は、職員の総数が、前年度と比べ24名増加しており、それに伴い給与費等が増加したことによります。14, 15ページは、契約の内容や企業債の概況について掲載しています。医療機器につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、PCR検査機器や人工呼吸器、ポータブルX線装置を導入しました。16ページは、未収金及び未払金の明細書です。未収金につきましては、県補助金が医業外未収金とその他未収金を合わせて3億282万2,000円となっています。17ページは、キャッシュ・フロー計算書になります。キャッシュ・フロー計算書は、損益計算書や貸借対照表ではわからない資金の出入りの情報を開示するのになります。なお、病院事業会計では、損益計算書の純損益に必要な調整項目を加減して表示する間接法による表示を行っています。令和2年度末の資金残高は、19億6,696万5,542円になりました。18ページから20ページが収益費用明細書及び資本的収支明細書になります。21, 22ページは、固定資産明細書23, 24ページは、企業債明細書になります。詳細の説明は、省かせていただきますので、後程御覧ください。以上が、令和2年度霧島市病院事業会計決算書についての説明になります。その他に、別冊で

令和2年度霧島市病院事業決算参考資料を添付しております。こちらは病院事業の業務量や一般会計からの負担金など、決算書の内容をより詳しく資料としてまとめています。ここでの詳細な説明は割愛させていただきますので、後程御確認くださるようお願いいたします。以上で、令和2年度病院事業会計決算についての説明を終わります。続きまして、議案第95号、令和2年度霧島市病院事業会計の剰余金の処分について御説明を申し上げます。令和2年度末において、資本金の残高は17億8,393万2,652円、資本剰余金の残高は、9億2,131万8,420円、未処分利益剰余金の残高は、2億9,013万8,992円となっております。このうち、未処分利益剰余金を1億9,000万円処分することについて、議会の議決を求めるものであります。内訳としましては、資金的収支の不足額の補てんに使用した、建設改良積立金の取崩し額1億円を資本金へ組入れ、減債積立金へ2,000万円、建設改良積立金へ7,000万円それぞれ積み立てることとしております。処分後の残高は、資本金が18億8,393万2,652円、資本剰余金は9億2,131万8,420円、令和3年度への繰越利益剰余金が1億13万8,992円となります。以上で、霧島市病院事業会計の剰余金の処分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

決算書の15ページ。負担金補助金等の使途について、名称が書かれているわけですがけれども、このところもう少し詳しく教えてもらえませんか。それぞれの項目について。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

15ページの負担金補助金等の使途について、下記のとおり充当したということですがけれども、これはまず一つ目が、他会計負担金、これは一般会計からの負担金、繰入金になります。これが収益的収入、あと資本費繰入収益、こちら起債に関する繰入金になるんですけどもその分。あと資金的収入、これは建設改良費に使う収入でございます。これらの合計が2億4,820万1,586円。その下、補助金になりますけれども、昨年度は、コロナの対策の関係で、補助金のほうが、国県合わせまして、合計で3億7,469万3,000円収入がありました。これにつきまして、使途の特定ということなんですけれども、要するに、課税仕入れに充当したか。それとも課税仕入れ以外、非課税、不課税分に使用したかということ、要は確定申告時に決算書等で、こういう形で示すことになっていきますので、今回こういった形にさせていただいております。

○委員（仮屋国治君）

コロナがあったということで、国県補助金があったということで、その部分を確認したかったんですけども、医業収益も下がっているということで、このようなところはどういう流れで来るのかなというのを見たかったんですが、令和元年度はこの六つの項目、それぞれお幾らだったかわかりますか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

まず令和元年度他会計負担金が1億6,731万円。資本費繰入収益が5,131万9,000円。一般会計負担金資金的収入はゼロ。補助金は262万4,000円です。県の補助金一つだけでした。

○委員（仮屋国治君）

分かりました。補助金の額がもう全然圧倒的に違うということと、あと決算時処理で一般会計負担金、他会計からの繰入れを何らかの形で増やしたりとか、される部分があるのかどうか、あったとすればそれはどこの部分を増やしたのかを教えてください。いわゆる赤字にならないように帳尻合わせをする項目のところがあるのかというのを聴いているんです。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

決算書の5ページをお開きください。こちらが病院事業の損益計算書になるんですけども、こちらにそれぞれ他会計の負担金、補助金等入ってございます。通常は病院事業ですと、医業収益と医業費用で医業収支が出るんですけども、令和2年度につきましては、2億1,400万円の損失がございました。今おっしゃられました補助金、負担金等については、医業外収益になります。医業外収益で令和2年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助金で2億9,774万6,000円。他会計負担金1億6,688万6,000円。資本費繰入収益が5,131万9,000円と。医業外収益と医業外費用の収支で2億7,724万9,750円と黒字になったというところでございます。

○委員（仮屋国治君）

余り言葉を濁したくないもんだからさっきちょっと言ったんだけど、おっしゃることは分かるんだけど、医業収益が減ったり、いろんなことでマイナスができたときに、決算の帳尻合わせをされる項目があるのかということを確認しているんですよ。だから、一般会計からの繰入金をその分増やしてあげるとか、何か資本的な部分をちょっと増やして、プラスを増やして、マイナスになるようにするとか、そういう決算処理はなされてないのですかということをお尋ねしたい。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

決算説明資料の7ページをお開きください。こちら一般会計からの負担金と、資本費繰入収益の明細になります。決算参考資料の7ページになります。現在、地方交付税の措置がされているものが、病院事業の運営費負担金と病院事業の償還金の負担金。救急医療の確保に関する負担金があるんですけども、これそれぞれ負担金の積算につきまして、単価と基準等がございまして。これを入れますと、例えば、病院事業の運営費負担金でいきますと、昨年度で病床数254床に対しまして、1床当たり74万5,000円の単価があります。掛けますと1億8,923万円だったんですけども、これが地方交付税の措置分ということになります。ただ、これはまた一般会計から病院事業会計に繰り入れるときに、46%ということで、決算額実際は8,704万6,000円入ったということで、増やすというのであれば、この辺りを増やしていただけたらというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

決算資料の19ページと12ページ。入院患者が6,997人減になって、先生方は20人増やしたというようなことをやったわけですけども、医療センターの人件費ということで交付金で約32億4,600万円あるわけですけども、これが交付金という名目は、先生方の給料、ボーナスとか。全てこの交付金ということですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

診療交付金につきましては、医療センターの職員、常勤、非常勤全て含めた人件費相当分になります。

○委員（新橋 実君）

何人分とか人数は分かりますか。看護師から全て事務員は別に見てありますよね。事務費ということですね。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

決算参考資料の13ページに医療センターの職員数の概況をお示ししてございます。それでいきますと、常勤の職員が375人、臨時・非常勤の職員が165人ということでございます。

○委員（新橋 実君）

だから昨年からするとですよ、入院収益だけで1億9,600万円から減ってるわけですけども、先生方は20人から増えてるわけですよ。その辺の対応というのは、どういうふうな形で対応されるのか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

職員の増につきましては、今、施設整備のほうを進めておりますけれども、令和6年度の完成を目指しているんですが、当然、令和6年度になって職員を増やすとなると、ちょっと時間もかかりたりするので、やはりちょっと余裕を持って今増やしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

もちろん増やしているわけだけど、20人、令和元年からすると増やしたわけですね。だけど医療費というか、入院とかそういう入院収益総額が下がっているわけですね。その辺は十分、その増やした分は対応できたという理解で、赤字になったということはないんですか。その辺はどうだったですか。人数だけ増やして、ある程度、仕事の中で調整できるんですか。それは。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

先ほども言いましたとおり、医業収支におきましては、やはり赤字になってございますので、独立採算の原則から言いますと、令和2年度に関しましては、若干厳しかったのかなというふうに考えてございます。ただ去年につきましては、先ほども申し上げましたとおり、補助金等負担金等がございましたので、何とか黒字になったというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

補助金があったから今回はあったけれども、今後に向けて、この入院患者を増やすための努力と申しますか、その辺についてはどういうふうと考えていらっしゃいますか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

今後の病院の動きなんですけれども、令和4年度に耳鼻咽喉科の常勤化。あと手術を開始。あと救急科を。救急科につきましては令和3年の4月1日から、もう既に開設してございます。令和5年度につきましては、泌尿器科、精神科医の常勤化、地域医療救命センターの申請を一応予定しています。令和6年度に開院の時期になるんですけれども、ここにつきましては、今ある急性期10床、HCUの10床になるんですけれども、そこを高度急性期病床に転換すると。そういったことで、収益のほうを増やしていきたいというふうに考えてございます。

○委員（新橋 実君）

現在の病院の部屋数と申しますか、医療体系でそういったことが十分対応できると。新しい建物ができるまでの間、その辺は十分可能なんですか。今言われることは。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

泌尿器科と精神科医等につきましても、現在、非常勤の方がお医者さんで来ていらっしゃったりしますので、それを実際常勤化していただいて開設するということになります。ただ、急性期を10床、高度急性期に転換するというのは、県の地域医療構想との絡みもございまして、今現在その地域医療構想の申請をしております、10月に一応、認可が得られるというふうに考えてございます。

○委員（新橋 実君）

この管理委託料というのは22億円みてあるわけなんですけれども、この中身を詳しく教えてもらえませんか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

決算参考資料の15ページをお開きください。医療センターの残高の試算表になります。（1）の医業収入が医療センターに入る、要するに交付金と委託料の分です。（2）が医業費用になります。1番が給与費、2番材料費、3番経費とこういった形になります。ですから管理委託料等はこの医業費用から給与費を引いて、あと医業外収支があるんですけれども、それを引いた数字になります。

○委員（宮内 博君）

コロナウイルス感染症の中核的な役割を担っている医療センターでありますけれども、当然コロナに関する費用については、地方創生臨時交付金でほぼ対応するのかなというふうに思いますけれ

ども、特に必要なPCR検査の費用でありますとか、人工呼吸器でありますとか、ポータブルエックス線装置等を導入したとありますが、これは全てそういう形で、地方創生臨時交付金の中で対応をできたと理解してよろしいですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

内訳につきましてちょっと御説明させていただきます。まず、超音波診断装置になるのですけれども、これが1,760万円です。こちらは全て、地方創生臨時交付金で賄っております。次がポータブルエックス線装置、これも1台購入してございます。これにつきましても、全額990万円を地方創生臨時交付金で賄っております。PCR検査費につきましては、1台購入したのですけれども、地方創生臨時交付金が249万6,582円。その残りの部分が鹿児島県感染症検査機関等施設整備事業で744万7,000円賄っております。人工呼吸器につきましては、鹿児島県指定医療機関施設等設備整備事業で350万円。CT撮影装置につきましては、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業で6,600万円。以上になります。

○委員（宮内 博君）

分かりました。あと、収益の関係でお尋ねをしたいのですけれども、入院患者、外来患者ともに減少をしたという報告でありますけれども、特に、外来患者については2,771人の減ということで報告をされておりますが、結果的に収益的に見ると1億5,578万円余りの増ということになっているわけですね。そうしますと、1人当たりの収益が上がっているということになるわけですが、それはどういう理由によるものなのかお示しをください。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

外来患者の単価につきましてですが、元年度比で比べまして3,325円増加してございます。増減率は17.2%になってございますが、これにつきましては、化学療法、抗がん剤でありますとか、血液製剤の新薬を使った治療をしたということで、単価が上がったというふうに聞いてございます。

○委員（池田綱雄君）

参考資料の15ページ、3番目の経費、地代家賃というのは600万円ほどあるのですが、あそこに借りているものはあるのですか。地代は。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

この地代家賃につきましては、医療センターの敷地内に宿舎、家族用の宿舎と単身用の宿舎と2棟建っているのですけれども、そこに入居される方々から家賃代を取っている部分と、あと、ちょっとそれだけでは足りない状況でございまして、お医者さんなり、看護師さんが増えていきますので、足りないということで、霧島市内にアパートのほうを借り上げて使っています。その部分がここに入ってくると聞いております。

○委員外議員（植山利博君）

7ページの地方交付税の関係なのですけれど、これまでも決算の時になると、地方交付税で措置される財源、いわゆる基準財政需要額で積算をして、交付税額が決まったわけだけど、その病院があるために、交付税額が決まった分が全額は入れてないという議論が今までもあったわけですね。だから、この一般会計負担割合の46%、それから、救急医療の確認をする負担金、救急病床46%というのは交付税措置された中の46%しか現実には病院のほうに入れてないという理解でいいのですよね。

○健康増進課長（小松弘明君）

そのとおりでございます。

○委員外議員（植山利博君）

だから、先ほどから新橋委員とか議論があるように、医療収益では減っているけど、交付税をき

ちっと措置すれば、まだ、現実はこの病院のための交付税がほかの利用目的で使われているわけで、だから、市長が言われるけども、充実した病院機能というのであれば、病院があるために交付税が措置されているのだから、その交付税の100%を病院につき込んで、より充実した高度医療ができるような取組をする必要があるのではないですか。

○保健福祉部長（林 康治君）

はい、基準財政需要額のほうに措置されている額のうち、今、おっしゃったように病院事業運営の部分と救急医療の部分、46%のほうは、一般会計から病院事業会計のほうに、繰入れているような状況であります。このパーセントについては前々から、財政当局とも議論をしてきた中で、令和3年度予算については、46%、75%というような形で措置がされているところでありますけども、やはり保健福祉部としては、ここの分を100%いただきたいというようなことで昨年も予算要求して、また、今後も継続して、ここの措置については協議していきたいと考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第94号及び議案第95号の質疑を終わります。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。次の審査は、27日月曜日の9時から行います。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 4時15分」